

2017（平成 29）年度
兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」
（実践運動）計画書

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）スローガン

結ぶ絆から、広がるご縁へ

—From tying bonds to great encounters—

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）兵庫教区委員会



兵庫教区教務所
ホームページ



兵庫教区教務所
fecobook

浄土真宗の教章（私の歩む道）

宗名

浄土真宗

（開山）
宗祖

親鸞聖人

誕生 一一七三年五月二十一日

（承安三年四月一日）

往生 一二六三年一月十六日

（弘長二年十一月二十八日）

宗派

浄土真宗本願寺派

本山

龍谷山本願寺（西本願寺）

本尊

阿弥陀如来（南無阿弥陀仏）

聖典

・釈迦如来が説かれた「浄土三部経」

『仏説無量寿経』 『仏説観無量寿経』

『仏説阿弥陀経』

・宗祖 親鸞聖人が著述された主な聖教

『正信念仏偈』（『教行信証』行巻末の偈文）

『浄土和讃』 『高僧和讃』 『正像末和讃』

・中興の祖 蓮如上人のお手紙

『御文章』

教義

阿弥陀如来の本願力によつて信心をめぐまれ、念仏を申す人生を歩み、この世の縁が尽きるとき浄土に生まれて仏となり、迷いの世に還つて人々を教化する。

生活

親鸞聖人の教えにみちびかれて、阿弥陀如来のみ心を聞き、念仏を称えつつ、つねにわが身をふりかえり、慚愧と歓喜のうちに、現世祈禱などにたよることなく、御恩報謝の生活を送る。

宗門

この宗門は、親鸞聖人の教えを仰ぎ、念仏を申す人々の集う同朋教団であり、人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝える教団である。それによつて、自他ともに心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する。

2017（平成 29）年度

兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）計画書

1、浄土真宗の教章（私の歩む道）	2
2、ご親教「念仏者の生き方」	5
3、法統継承に際しての消息	7
4、伝灯奉告法要についての消息	8
5、宗派「御同朋の社会をめざす運動」総合基本計画	9
6、兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」総合基本計画	12
7、兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」重点プロジェクト	15
8、各組「御同朋の社会をめざす運動」重点プロジェクト	16
9、2016（平成 28）年度の事業報告	
・「御同朋の社会をめざす運動」事業報告	21
・「御同朋の社会をめざす運動」推進各組研修会等実施一覧表	27
・連研のための研修会開催報告並びに連研開催状況・門徒推進員登録状況	28
・子ども若者ご縁づくり推進委員会活動報告	30
・各組キッズサンガ開催状況	32
・教化組織等登録現況	33
10、2017（平成 29）年度の事業計画	
・「御同朋の社会をめざす運動」事業計画	34
・連研修了者大会開催要項	38
・子ども若者ご縁づくり推進委員会活動計画	39
11、兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」推進委員会組織図	40
12、宗派子ども若者ご縁づくり推進基本計画	
・基本方針	41
・推進体制について	46
13、各種研修会開催要項・助成金申請書	
・助成金対象研修等一覧表	50
・重点プロジェクト推進関係	51

・「御同朋の社会をめざす運動」研修会（僧侶・寺族部門）開催関係	53
・「御同朋の社会をめざす運動」研修会（一般部門）開催関係	64
・連研開催関係（教区・宗派）	69
・子ども若者ご縁づくり（キッズサンガ）開催関係	73
・門徒総代会関係（総代会研修会）	75
・布教団関係（組布教大会・組青年布教使布教大会）	76

14、関係法規

・「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）の実践に関する宗則	80
・「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）の実践に関する宗則施行条例	85
・「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）兵庫教区委員会設置規則	88
・兵庫教区子ども若者ご縁づくり推進委員会設規約	90

15、名 簿

・組 長	92
・教区会議員	93
・「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）兵庫教区委員会委員	94
・各種専門委員会	
研修講師団運営委員会委員	95
同朋啓発研修委員会委員	95
連研委員会委員	95
自死者追悼法要実行委員会委員	95
子ども若者ご縁づくり推進委員会委員	96
・教区マネージャー・組サポーター	97
・組防災担当者	98

ご親教 「念仏者の生き方」

仏教は今から約2500年前、釈尊しゃくそんがさとりを開いて仏陀ぶっだとなられたことに始まります。わが国では、仏教はもともと仏法ぶつぽうと呼ばれていました。ここでいう法とは、この世界と私たち人間のありのままの真実ということであり、これは時間と場所を超えた普遍的な真実です。そして、この真実を見抜き、目覚めた人を仏陀といい、私たちに苦悩を超えて生きていく道を教えてくれるのが仏教です。

仏教では、この世界と私たちのありのままの姿を「諸行無常しよぎょうむじょう」と「縁起えんぎ」という言葉で表します。「諸行無常」とは、この世界のすべての物事は一瞬もとどまることなく移り変わっているということであり、「縁起」とは、その一瞬ごとにすべての物事は、原因や条件が互いに関わりあって存在しているという真実です。したがって、そのような世界のあり方の中には、固定した変化しない私というものは存在しません。

しかし、私たちはこのありのままの真実に気づかず、自分というものを固定した実体と考え、欲望の赴くままに自分にとって損か得か、好きか嫌いかなど、常に自己中心の心で物事を捉えています。その結果、自分の思い通りにならないことで悩み苦しんだり、争いを起こしたりして、苦悩の人生から一步たりとも自由になれないのです。このように真実に背いた自己中心性を仏教では無明煩惱むみょうぼんのうといい、この煩惱が私たちを迷いの世界に繋ぎ止める原因となるのです。なかでも代表的な煩惱は、むさぼり・いかり・おろかさの三つで、これを三毒さんどくの煩惱といいます。

親鸞聖人しんらんしょうにんも煩惱を克服し、さとりを得るために比叡山ひえいざんで20年にわたりご修行に励まれました。しかし、どれほど修行に励もうとも、自らの力では断ち切れない煩惱の深さを自覚され、ついに比叡山お ほうねんを下り、法然聖人のお導きによって阿弥陀如来あ み だ によらいの救いのはたらきに出遇あわれました。阿弥陀如来とは、悩み苦しむすべてのものをそのまま救い、さとりの世界へ導こうと願われ、その願い通りにはたらき続けてくださっている仏さまです。この願いを、本願ほんがんといいます。我執がしゅう、我欲がよくの世界に迷い込み、そこから抜け出せない私を、そのままの姿で救うとはたらき続けていてくださる阿弥陀如来のご本願ほど、有り難いお慈悲はありません。しかし、今ここでの救いの中にありながらも、そのお慈悲ひとすじにお任せできない、よろこべない私の愚かさ、煩惱の深さに悲嘆ひたんせざるをえません。

私たちは阿弥陀如来のご本願を聞かせていただくことで、自分本位にしか生きられない無明の存在であることに気づかされ、できる限り身を慎み、言葉を慎んで、少しずつでも煩惱を克服する生き方へとつくり変えられていくのです。それは例えば、自分自身のあり方としては、欲を少なくして足ることを知る「少欲知足しょうよくちそく」であり、他者に対しては、穏や

かな顔と優しい言葉で接する「和顔愛語^{わけんあいご}」という生き方です。たとえ、それらが仏さまの真似事^{まねごと}といわれようとも、ありのままの真実に教え導かれて、そのように志して生きる人間に育てられるのです。このことを親鸞聖人は門弟に宛てたお手紙で、「（あなた方は）今、すべての人びとを救おうという阿弥陀如来のご本願のお心をお聞きし、愚かなる無明の酔いも次第にさめ、むさぼり・いかり・おろかさという三つの毒も少しずつ好まぬようになり、阿弥陀仏の薬をつねに好む身となっておられるのです」とお示しになられています。たいへん重いご教示です。

今日、世界にはテロや武力紛争、経済格差、地球温暖化、核物質の拡散、差別を含む人権の抑圧など、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題が山積していますが、これらの原因の根本は、ありのままの真実に背いて生きる私たちの無明煩惱にあります。もちろん、私たちはこの命を終える瞬間まで、我欲^{とら}に執^{とら}われた煩惱具足^{ぼんのうぐそく}の愚かな存在であり、仏さまのような執^{とら}われのない完全に清らかな行い^{とら}はできません。しかし、それでも仏法を依りどころとして生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦しみとするなど、少しでも仏さまのお心にかなう生き方を目指し、精一杯^{せいいつぱい}努力させていただく人間になるのです。

国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧^{ちえ}と慈悲^{じひ}を正しく、わかりやすく伝え、そのお心にかなうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩を進めてまいりましょう。

2016（平成28）年10月1日

浄土真宗本願寺派門主 大谷光淳

法統継承に際しての消息

本日、私は先代門主の意に従い、法統を継承し、本願寺住職ならびに浄土真宗本願寺派門主に就任いたしました。

ここに先代門主の長きにわたるご教導に深く感謝しますとともに、法統を継承した責任の重さを思い、能う限りの努力をいたす決意であります。

釈尊の説き明かされた阿弥陀如来のご本願の救いは、七高僧の教えを承けた宗祖親鸞聖人によって、浄土真宗というご法義として明らかにされ、その後、歴代の宗主方を中心として、多くの方々に支えられ、現代まで伝えられてきました。その流れを受け継いで今ここに法統を継承し、未来に向けてご法義が伝えられていきますよう、力を尽くしたいと思います。

宗門の過去をふりかえりますと、あるいは時代の常識に疑問を抱かなかったことによる対応、あるいは宗門を存続させるための苦渋の選択としての対応など、ご法義に順っていないと思える対応もなされてきました。このような過去に学び、時代の常識を無批判に受け入れることがないよう、また苦渋の選択が必要になる社会が再び到来しないよう、注意深く見極めていく必要があります。

宗門の現況を考えます時、各寺院にご縁のある方々への伝道はもちろんのこと、寺院にご縁のない方々に対して、いかにはたらきかけていくのかを考えることも重要です。本願念仏のご法義は、時代や社会が変化しても変わることはありませんが、ご法義の伝え方は、その変化につれて変わっていかねばならないでしょう。現代という時代において、どのようにしてご法義を伝えていくのか、宗門の英知を結集する必要があります。

また、現代のさまざまな問題にどのように取り組むのか、とりわけ、東日本大震災をはじめとする多くの被災地の復興をどのように支援していくのかなど、問題は山積しています。

「自信教人信」のお言葉をいただき、現代の苦悩をともに背負い、御同朋の社会をめざして皆様と歩んでまいりたいと思います。

平成26年
2014年 6月6日

龍谷門主 釋 専 如

伝灯奉告法要についての消息

去る平成26年6月6日、前門主の跡を承けて法統を継承し、本願寺住職ならびに浄土真宗本願寺派門主として務めてまいりました。ここに法統継承を仏祖の御前に奉告いたしますとともに、あわせて本願念仏のご法義の隆盛と宗門の充実発展とを期して、平成28年および29年に、伝灯奉告法要をお勤めすることになりました。

阿弥陀如来のご本願は、あらゆる存在を分け隔てなくそのまま救おうとはたらきかけていてくださいます。迷いと苦悩をかかえる私たちは、阿弥陀如来のお慈悲ひとすじにこの身を任せ、真実のさとりの世界であるお浄土に生まれていくべき身にならせていただきます。宗祖親鸞聖人が「そらごとたわごと」とお示しくださった私たち自身を含む迷いの世界は、何一つとしてたよりになるものはありませんが、ご本願のはたらきの中に生きる私たちは、確かな依りどころを持つことができます。

科学技術の発達による便利で豊かな生活の追求や欲望の肥大化はとどまることを知りませんが、人々は、そのような豊かさのみを追求することの虚しさに気づきはじめてたのではないのでしょうか。しかも、核家族化・人口の流動化などによって社会構造は大きく変化し、人間関係は希薄となり新たな悩みや不安を生み出しています。さらに世界に眼を移せば、武力紛争、経済格差、気候変動、核物質の拡散など、人類の生存に関わる課題が露呈しています。これらの傾向は今後一層強くなっていくことと思います。

私たちは、凡愚のまま摂め取って捨てないとはたらき続けていてくださる阿弥陀如来のお慈悲を聞信させていただき、その有り難さ尊さを一人でも多くの方に伝えることが大切です。それとともに仏智に教え導かれて生きる念仏者として、山積する現代社会の多くの課題に積極的に取り組んでいく必要があります。まさにこのような営みの先にこそ、「自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」道が拓かれていくのでありましょう。

このたびのご法要が、親鸞聖人によって明らかにされた阿弥陀如来の救いのはたらきに依りながら、時代の変化に対応する宗門の新たな第一歩として意義を持つものでありたいと思います。宗門では、親鸞聖人御誕生850年・立教開宗800年に向けて新たな長期計画が策定されます。皆様の積極的なご協力とご参画を心からお願いいたします。

平成27年
2015年

1月16

龍谷門主 釋 専 如

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)

総合基本計画・重点プロジェクト

1. 総合基本計画

宗門では、1986(昭和 61)年より「御同朋の社会をめざして」という目標を掲げ、「基幹運動(門信徒会運動・同朋運動)」を進めてまいりました。全員聞法・全員伝道を提唱する門信徒会運動では、教化団体の活性化や門徒推進員の養成などを通して、組・教区活動を活発化させてきました。また、同朋運動は、私と教団のあり方を問い、差別・被差別からの解放をめざすことを通して、人々の苦悩に向き合う活動を充実させてきました。

その成果をもとに、さらに教えを宗門内外に広く伝えていくこと、また従来の枠組みを超えた多様な活動を、より広く実践していくことをめざし、宗門では、2012(平成 24)年 4 月から、運動名称を「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)と改め、基幹運動の成果を踏まえた宗門全体の活動として進めています。

『仏説無量寿経』には、あらゆる世界に生きるすべてのいのちあるものが、阿弥陀さまのはたらきによって分け隔てなく救われていくことが示されています。生きとし生けるものすべてを等しくいつくしむ大慈悲が阿弥陀さまの救いのはたらきです。

その阿弥陀さまの救いをよりどころとして、宗祖親鸞聖人は、混迷した世の中であって、ともにお念仏を喜ぶ仲間を「とも同朋」「御同行」と呼び、苦悩を抱える人々とともに生き抜かれました。私たちの先人はそのお心を受け、「御同朋・御同行」と互いに敬愛し、み教えをまもり広めていこうと努めてこられました。

阿弥陀さまの慈悲に包まれ、智慧に照らされている者どうしであることを自覚しつつ、人々と苦悩をともにされた親鸞聖人のお姿を鑑として、互いに支え合って、苦しみや悲しみの世界を生き抜いていくことこそが、私たち念仏者のあり方といえます。

宗門では、親鸞聖人 750 回大遠忌法要を迎えるにあたり、最高法規である『宗制』と『宗法』の中に、宗門のあり方を明確にしました。その『宗制』には、「本宗門は、その教えによって、本願名号を聞信し念仏する人々の同朋教団であり、あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献するものである」と記されています。

専如門主は、「伝灯奉告法要でんとうほうこくほうようについての消息しやうそく」において「私たちは、凡愚ほんぐのまま撰め取って捨てないとはたらき続けていてくださる阿弥陀如来のお慈悲を聞信させていただき、その有り難さ尊さを一人でも多くの方に伝えることが大切です。それとともに仏智ぶつちに教え導かれて生きる念仏者として、山積する現代社会の多くの課題に積極的に取り組んでいく必要があります。まさにこのような営みの先にこそ、『自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する』道が拓かれていくのでありましょう」とお示しいただきました。また即如門主(前門)は、「親鸞聖人 750 回大遠忌法要御満座を機縁として『新たな始まり』を期する消息」において「凡夫ぼんぷの身でなすことは不十分不完全であると自覚しつつ、それでも『世のなか安穏なれ、仏法ひろまれ』と、精一杯努力させていただきます」とお示しいただいています。

これらのご消息にお示しの通り、ご縁の中に生きる私たちは、我が身の無力さと愚かさを顧みつつも、人々の苦悩や現実の課題を直視する中で、念仏者として日々の実践を行っていくのです。

専如門主は、「法統継承ほうとうけいしょうに際しての消息」において「『自信教人信』のお言葉をいただき、現代の苦悩をともに背負い、御同朋の社会をめざして皆様と歩んでまいりたい」とお示しになられました。現代の苦悩をともに背負っていくには、変化の速い時代に生きる者として、変わることはない教義きやうぎに基づき、過去の歴史に学びながら、人々の悲しみや現実の苦悩への眼差しまなざしを養うことが大切です。また、現代社会は、人と人との関わりが希薄になり、人々は様々な価値観の違いにより、互いに対立し時に傷付け合っています。私たち念仏者は、立場の違いを認めつつ、誰もが排除されることのない社会をめざしていく中に、御同朋の社会を具現化していくものであります。

現代社会に生きる私たちには、災害支援、エネルギーや環境問題、経済格差けいざいかくさ、自死、過疎・少子高齢化などの社会問題があり、さらには、依然として非戦平和や人権・差別の問題が課題としてあります。また、布教伝道の課題としては、子ども・若者へのご縁づくりや国際的な伝道、伝統的社会の変化による教えを継承することの難しさ、葬儀の簡略化などの課題に直面ちよくめんしています。こうした山積する課題に立ち向かっていく具体的な実践によってこそ、『宗制』に定められた「自他共に心豊かに生きることのできる社会」が実現されていくのです。

私たちは、御同朋の社会をめざして、み教えを力とし、宗門の英知えいちを結集しながら、未来を創造的にひらいていく運動を進めてまいりましょう。

2. スローガン

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の主旨を簡潔に表したスローガンを掲げます。

「結ぶ絆から、広がるご縁へ」

3. 重点プロジェクトについて

(1) 重点プロジェクト

「重点プロジェクト」は、「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)総合基本計画に基づき、具体的な実践目標を定め取り組むものです。

変化の速度が著しい時代状況の中、宗門が「重点的」に取り組むべき社会的課題も変化します。変化する時代状況を踏まえ、社会への具体的な貢献をめざし、年限を決めて実践されるのが「重点プロジェクト」です。

その特徴は、門信徒、僧侶、寺族、そして寺院やさまざまな団体が、それぞれの特性に応じて、独自に「実践目標」を定めて、活動を推進していくところにあります。

重点プロジェクト推進室では、こうした活動に対して、情報提供などの支援を行います。各活動主体のさまざまな取り組み、各地の実践事例を提供いただき、それを集約、発信します。

「重点プロジェクト」では、宗門のあらゆる人々が実践事例を有機的に結びつけ、課題を共有しつつ、計画的に推進することにより、宗門全体の活動がより充実したものとなるよう展開していきます。

(2) 推進期間

2015(平成 27)年度から 2017(平成 29)年度までの 3 年間

(3) 参考資料

『実践事例集』

以 上

- ※1. 「重点プロジェクト」は「実践目標」を掲げて取り組むものですが、これ以外にも、決められた年限によらず、さまざまな課題に対して独自に「目標」を掲げて取り組むこともできます。
- ※2. 2012(平成 24)年度は、実動初年度にあたり「宗門の課題リスト」を提示し、それぞれで実践目標を設定する参考資料としていただきましたが、このたびは、「宗門の課題リスト」を示さず、これまでの実績や『実践事例集』などを参考に、それぞれ主体的に取り組むものとします。

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 兵庫教区総合基本計画

1. 総合基本計画

「御同朋の社会をめざす運動」とは、いのちの尊さにめざめる同朋一人ひとりが自覚を深め、浄土真宗のみ教を社会に広め実践していく活動です。「基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）」の成果をもとに、さらに教を宗門内外に広く伝えていくこと、また従来の枠組みを超えた多様な活動を充実させてきました。より広く実践していくことをめざし、宗門全体の活動として進めています。

専如門主は、「法統継承に際しての消息」において「宗門の過去をふりかえりますと、あるいは時代の常識に疑問を抱かなかったことによる対応、あるいは宗門を存続させるための苦渋の選択としての対応など、ご法義に順っていないと思える対応もなされてきました。このような過去に学び、時代の常識を無批判に受け入れることがないよう、また苦渋の選択が必要になる社会が再び到来しないよう、注意深く見極めていく必要があります。」と示してくださいました。

また「伝灯奉告法要についての消息」において「科学技術の発達による便利で豊かな生活の追求や欲望の肥大化はとどまることを知りませんが、人々は、そのような豊かさのみを追求することの虚しさに気づきはじめたのではないのでしょうか。しかも、核家族化・人口の流動化などによって社会構造は大きく変化し、人間関係は希薄となり新たな悩みや不安を生み出しています。さらに世界に眼を移せば、武力紛争、経済格差、気候変動、核物質の拡散など、人類の生存に関わる課題が露呈しています。これらの傾向は今後一層強くなっていくことと思います。」と示してくださいました。

兵庫教区では、過去の歴史に学びながら、現代社会に生きていく念仏者として、非戦平和や部落差別をはじめとする差別・人権の問題、災害支援、環境（原発事故等）問題、自死問題、ハンセン病問題など、さまざまないのちに関する課題に取り組んでいきます。

また兵庫教区内においても過疎化や核家族化によって社会構造の変化によって伝道教化が困難な状況にあります。どのような取り組みが必要とされているのか注視していく必要があります。

さらに、「伝灯奉告法要についての消息」において「私たちは、凡愚のまま摂め取って捨

てないとはたらき続けていてくださる阿弥陀如来のお慈悲を聞信させていただき、その有り難さ尊さを一人でも多くの方に伝えることが大切です。それとともに仏智に教え導かれて生きる念仏者として、山積する現代社会の多くの課題に積極的に取り組んでいく必要があります。まさにこのような営みの先にこそ、『自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する』道が拓かれていくのでありましょう。」と示してくださいました。

こうした、山積する課題に立ち向かっていく具体的な実践によって、御同朋の社会をめざして、み教えを力とし、宗門の英知を結集しながら、未来を創造的にひらいていく運動を進めていきましょう。

御同朋の社会の実現をめざして

「兵庫教区 同朋講座における差別発言事件」並びに「兵庫教区内より発信された連続差別投書事件」からの学びとして、私たちや私たちの宗門の差別意識や体質が、いまだ抜きがたく存在している現状に対して、差別・被差別からの解放をめざし、兵庫教区内のすべての僧侶・門信徒自らが「御同朋の社会を実現」するための主体者として取り組んでいかねばなりません。

組同朋講座の開催については、これまで通り各組において開催をいただくよう教区より奨励していきます。兵庫教区内で惹起した2つの差別事件だけでなく、宗門内で、あらたな差別事件が惹起していく中で、未だ克服すべき課題が山積しています。限られた期限内での取り組みではなく、継続的な取り組みが必要です。

非戦平和・災害支援、環境（原発事故等）、自死問題、ハンセン病問題など、さまざまないのちに関する課題への取り組みについて

非戦平和・災害支援、環境（原発事故等）問題、自死問題、ハンセン病問題など、さまざまないのちに関する課題に人びとの苦悩に寄り添いながら取り組んで行きます。こうした課題に具体的に実践によって取り組んでいくことで「自他ともに心豊かに生きることのできる社会」が実現されていきます。

過疎化や核家族化による社会構造の変化による伝道教化の状況について

過疎地域における宗教などの伝承は、その地域、村全体で高齢者を中心に継承されて

きましたが、情報化社会といわれながらも、核家族化から超核家族化社会という時代になり、親から子へ子から孫へという生活・宗教・知恵などの伝承がなされなくなった現代社会において、これまでの寺院活動では青少年にアプローチできない側面があります。

また過密地域では、お寺との関わりをもっていない、若しくは、お寺から月参り等はするものの門信徒同士のつながりが無い状況になっているように窺えます。

さらに同様に組・寺院では、教化組織・団体を構成する方々が、引き継がれにくくなり高齢化しています。次世代へつないでいくためには、これまでの方法だけでは難しいというのが現状です。過疎・過密地域共に教化伝道活動が困難な状況であるためどのような取り組みが必要とされているのか注視していく必要があります。そして具体的に実践できる活動に速やかに取り組んでいきます。

2. スローガン

「結ぶ絆から、広がるご縁へ」

3. 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 活動計画

◆重点プロジェクトとは

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 兵庫教区総合基本計画は、継続的に取り組んでいくべき兵庫教区の活動の全体をまとめたものです。

それに対し「重点プロジェクト」は、「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 兵庫教区総合基本計画に基づき、具体的な実践目標を定め取り組むものです。

変化の速度が著しい時代状況の中で、教区が「重点的」に取り組むべき社会的課題も変化します。その「重点的」に取り組むべき課題について年限を定めて実践されるのが、「重点プロジェクト」です。

兵庫教区では、2012(平成24)年度～2014(平成26)年度 重点プロジェクト・重点目標として取り組んだ『災害支援：阪神淡路大震災より20年目の総括』を、さらに具体的な対応として実践していくため『災害対応：「いざ」という時のために』を重点目標に掲げ、2015(平成27)年度～2017(平成29)年度 重点プロジェクトとして取り組んでまいります。

兵庫教区 重点プロジェクト

スローガン	結ぶ絆から、広がるご縁へ
-------	--------------

重点プロジェクト	実践目標	災害対応：「いざ」という時のために
	期 間	2015（平成 27）年度～2017（平成 29）年度
	達成目標	・教区内全寺院が、防災システム（セコム安否確認メールサービス）に登録し被害情報の収集及び共有できるネットワーク網を、構築することにより、迅速な災害地への支援対応を可能とする。 ・別院内に災害対策備蓄品を備えることにより、教区内外の災害地に対する物資支援を可能とする。 ・災害対策研修会を実施することにより、平時から必要な対応 ・準備事項を理解し、災害発生時には状況に応じて柔軟な対応ができるようにする。
	推進計画	平成二十七年 度
		平成二十八年 度
		平成二十九年 度

兵庫教区 各組重点プロジェクト実践目標一覧

	組 名	実践目標
1	阪神東組	(1) 日常の寺院活動： ～一人ひとりが信を深め、人々の苦悩に寄り添う、 開かれたお寺を目指す～
2	阪神南組	(1) これからの浄土真宗はどうあゆむべきか ～地域社会の人とお寺～
3	阪神西組	(1) 御同朋の社会の実現：一人一人が大切にされる社会、一人一人を大切にする社会 (2) 災害支援：地域の防災点検（災害指示の対応の可能性を考える） (3) 日常の寺院活動：各寺院持ち回りの連研の展開
4	阪神北組	(1) 日常の寺院活動：僧侶の資質向上 (2) 各寺院の各種教化団体の活性化 (3) 災害支援活動・災害対策 (4) 葬送儀礼の再考
5	神戸東組	(1) 災害支援：被災体験から、ともに歩む (2) 僧侶の意識改革：イノベーション、今こそ。 (3) キッズサンガ：お寺から子どもの声がする。
6	神戸中組	(1) 日常の寺院活動：地域と寺院のつながりを大切にする
7	神戸湊組	(1) 人権課題についての学びの継続 (2) 各寺院での実践活動事例の集約
8	神戸西組	(1) 支援：東日本大震復興支援 (2) 活動：キッズサンガ (3) 研修：布教大会・声明研修 (4) 広報：親鸞聖人報恩講法要揭示用ポスター作成
9	北 摂組	(1) 日常の寺院活動：寺院と門信徒のつながり (2) 御同朋の社会の実現

10	神 明組	御同朋の社会の実現
11	淡 路組	(1) いのちの尊厳：平和・環境・人権 今日の課題の研修 (2) 高齢化社会：お見舞い・傾聴活動の実施 (3) 連研の充実：つながりづくり (4) 子育て支援：組キッズサンガの継続実施
12	播磨東組	念仏に基づき： 御同朋の社会の具体的姿を探る 御同朋の社会の具体像を共有・認識する 現実世界のあり方を問い直す学び 世俗的生活実態を見直す。
13	播磨中組	(1) 御同朋の社会の実現：「聞法の集い（組行事）」で教区内で惹起した2つの差別事件に学ぶ (2) 日常の寺院活動：組・各寺院の行事の見なおしと再確認。 若年・壮年層の参詣者を増す。
14	多 可組	①寺院の活性化：門徒戸数の減る中、参りの数を増やす
15	加古川組	(1) 日常の寺院活動： 法要仏事の意味を学び、寺院活動に取り組む (2) 御同朋の社会をめざす運動（実践運動）： 組・教区の課題に取り組む (3) 無縁社会を考える： 人々の交流が深まるような寺院活動に取り組む (4) みんなの防災： 自然災害の防災対策について学ぶ。 (5) その他：第19期組連研の開催
16	高 砂組	(1) 御同朋の社会の実現：同朋講座の開催 (2) 災害支援：防災計画の検討 (3) 日常の寺院活動：各種教化団体の活性化
17	神 崎組	(1) 御同朋の社会の実現 (2) 日常の寺院活動

18	神 姫組	(1) 日常の寺院活動：近年の葬儀の変化について、葬儀の本質が失われつつある中で、一般の方に本質をいかに伝えるかを具現化していく。 (2) 研修の実施1：同朋講座を開催し、兵庫教区の一連の差別事件からの学びとして、我々自身の問題として取り組んで行く。 (3) 「ハンセン病問題への取り組み」として長島愛生園・邑久光明園入所者との交流を深める。 (4) 連研の開催
19	姫路東組	(1) 災害対応：「いざ」という時のために (2) いのちを見つめる災害研修
20	姫路南組	(1) 自死自殺：自死を見つめて
21	姫路中組	(1) 寺院活性化 ・連研を通して寺院の活性化 ・キッズサンガによって子どもから大人まで阿弥陀様とのご縁作り ・同朋講座開催によって御同朋の自覚を ・慰問活動への準備研修の開催 (2) 教化部会 ・各教化部会によって、聴聞の場とボランティアの場を設ける。
22	姫路西組	日常の寺院活動：地域と寺院のつながりを大切にする。 『仏事百問百答—仏事の相談室—』(仮称) 発刊
23	網 干組	(1) 僧侶研修：現代社会の諸問題に対応できる僧侶の育成 (2) 縁活：新しい家族づくりのお手伝い (3) キッズサンガ関係：お寺に子供が足を運べる、ご縁を結ぶ
24	揖龍東組	(1) ご縁づくり：門信徒の教化とお念仏への 「ご縁づくり」の推進 (2) 寺院活動：寺院活動と住職寺族の伝道教化の支援
25	揖龍西組	(1) 社会対応：同朋講座・組報の発行、ビハーラ活動の推進

		(2) 門徒推進：青年布教・布教大会・第 19 期連研各教化団体の連携支援 (3) 寺院活性化：青年僧侶育成研修会・報恩講めぐりカード、サマー・スクール（児念）
26	新 宮組	(1) 研修：同朋講座と連研の実施 (2) 実践運動：実践可能なプランを現在検討中
27	赤穂南組	(1) 僧侶・門信徒自らの体質改善のための同朋講座の開催 (2) キッズサンガ、念仏奉仕団 (3) 自死問題・災害支援・ハンセン病問題などいのちに関する研修会への参加 (4) 組内・全寺院、セコム安否確認メールサービス登録 (5) 赤穂南組報恩講スタンプラリーとなづけ、組内の全寺院の報恩講参拝する。
28	赤穂北組	(1) 縁づくり活動：み教えに遇える縁をつくる。(縁活) (2) ビハーラ活動：ターミナルケアを含んだ、研修 ・ボランティアにとりくむ。 (3) 子育て支援：お寺と地域で仏の子を育てる。 (4) 御同朋の社会の実現：差別からの解放をめざす
29	宍 粟組	(1) 葬送儀礼：葬儀の本質が見失われつつあるなか、葬儀が仏法と出あうご縁となるように。研修を進めていきたい。 (2) 聞法のつどい：門信徒の求めている内容に応じた講演会の開催
30	佐 用組	(1) 御同朋の社会の実現：教区内での差別事象など、あらゆる差別の現状に学び、自己の問題として学習を深め、御同朋の社会の実現をめざす。 (2) 過疎高齢社会対応：過疎高齢化の社会における寺院運営のあり方、寺院機能の充実発展のための方策を探る
31	多 紀組	(1) 勤式作法の統一：僧侶に対し法要時の勤式を統一してお勤めする (2) 同朋講座の充実：同朋運動とは、 原点に振り返り取り組んでいく。

32	氷上東組	(1) 御同朋の社会の実現：差別の現状に学び、自己の問題として取り組む。 (2) 日常の寺院活動：行事等に積極的に参加し、人間的な繋がりを深める (3) 葬儀法要儀式：法話で「いのち」の大切さを説き、会話等で悲しみに寄り添う。 (4) 社会支援：災害の復興支援（ボランティア等）や福祉施設等の訪問を実施する。
33	氷上西組	(1) キッズサンガの実施 (2) 過疎地における寺院のあり方
34	朝 来組	(1) 同朋講座の充実 (2) 組連研修了者の追跡調査 ・ 追悼法要への取り組み ・ 修了者を軸にしたプロジェクトチーム（仮称）の組織づくり (3) 葬送儀礼の実態調査と把握
35	養 父組	(1) 葬儀、法要、仏事の教化推進 (2) 過疎化が進む地域と寺院とのつながり
36	出 石組	「いざ」という時のために
37	城 崎組	日常の寺院活動 ： 各寺院の法座の活性化 ： 組行事（事業）の活性化 ： 各教化団体の研修・行事の見直しと活性化
38	岡山南組	(1) 災害対応：「いざ」という時のために (2) 僧侶研修
39	岡山北組	(1) 地域と寺院のつながりを大切にする (2) 苦悩を抱える人（自死・被差別・被災者など）への支援と居場所づくり

2016（平成 28）年度
「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）事業報告
～2016（平成 28）年度を振り返って～

1.重点プロジェクトの推進 重点目標 災害対応：「いざ」という時のために

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)セコム安否確認メールサービスの全組・全寺院の登録

388 寺院及び職員 14 名が登録済み。

(2)定期的なセコム安否確認メールサービス訓練

一部、台風被害についても安否確認メールにて集計を行うことにより、安否報告の使用を実施。

(3)各組より防災担当者の選出及び情報共有研修会実施

全組防災担当者を登録

期 日 11 月 24 日（木）

場 所 神戸別院 1 階研修ホール

内 容 セコムトラストシステムズ(株)より出向してもらい、システム管理者（防災担当者）としてのサービス活用と組内寺院の登録方法についても研修会を実施。

参加組 33 組

(4)別院に備える災害対策備蓄品購入

アルファ米炊き出しセット 850 食分・ドライカレーを購入。

（昨年度は、アルファ米炊き出しセット 850 食分・五目ごはん）

(5)教区で開催する災害対策研修会内容の検討及び実施

宗派で開催された災害ボランティアコーディネーター養成研修会の案内及び職員の参加により、研修会内容の検討を行った。

(6)組で開催する災害対策研修会奨励

平成 27 年度、組単位で行った「セコム安否確認メールサービス登録」（27 組実施）が未実施であった寺院に対しても、本年度に教区災害対応マニュアルファイル及び該サービス初期登録説明書を全寺院に送付し、防災担当者へ全員登録を奨励。

2.「御同朋の社会をめざす運動」の成果の点検・総括

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)組における重点プロジェクトとの連絡・調整

※16 頁参照

(2)組「御同朋の社会をめざす運動」推進協議会の開催による周知・奨励

(3)組重点プロジェクト実施奨励と報告書の集約による取り組み内容の共有化

※27 頁参照

(4)組『御同朋の社会をめざす運動』推進状況調査による状況点検

3.「御同朋の社会の実現」のための取り組み

◇【専門委員会】研修講師団運営委員会 6月10日（金）

(1)「御同朋の社会をめざす運動」研修会並びに教区研修講師団研修協議会

<第1回>

日 時 7月11日（月）

会 場 本願寺神戸別院 3階会議室

講 題 個人情報と差別

一身元調査の現状と寺院における個人情報の取り扱いー

講 師 藤井総之 師（一般財団法人 同和教育振興会 特任研究員）

参加人数 56名（内研修講師22名）

<第2回>（布教団「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）研修会併修）

日 時 8月1日（月）

会 場 本願寺神戸別院 3階本堂・会議室

講 題 「2012（平成24）・2013（平成25）年度第1連区布教使研修会

差別発言問題等」を通して、差別についての学びを深め、教団
と僧侶の課題を明らかにする。

講 師 森本覚修 師（一般財団法人同和教育振興会 常務理事）

参加人数 44名（内研修講師16名）

(2)組同朋講座【僧侶・寺族部門】の開催

※27 頁参照

(3)組同朋講座【一般部門】の開催

※27 頁参照

{「御同朋の社会をめざす運動」推進人権啓発研修会}

(4)「御同朋の社会をめざす運動」推進組研修会への出講

(5)近畿同朋運動推進協議会との連携

総会・会員研修会 6月17日（金）会場 本願寺伝道本部 参加人数 22名

寺族女性研修会 10月31日（月）会場 本願寺聞法会館 参加人数 25名

会員研修会 2月8日（水）会場 ホテル日航奈良 参加人数 10名

(6)差別解放運動団体との連携

部落解放同盟兵庫県連合会 協議会 12月19日（月）

部落解放同盟兵庫県連合会 新春荊冠旗びらき 1月8日（日）

◇【専門委員会】同朋啓発研修委員会

(1)研修資料・教材の作成

ハンセン病問題啓発リーフレット作成 5,000部

4. 平和・ヤスクニ・ハンセン病問題・環境問題への取り組み

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要参拝 9月18日（日）

(2)非戦・平和への取り組みの検討

(3)ハンセン病問題の啓発活動

ハンセン病問題啓発リーフレットによる啓発活動の実施

(4)長島愛生園・邑久光明園入所者交流会の開催

長島愛生園真宗同朋会降誕会・報恩講法要後茶話会の開催

5. 人材育成の取り組み

◇【専門委員会】連研委員会

4月22日（金）・10月17日（月）

(1)組連研開催の充実・推進・全組での開催をめざして

※29頁参照

(2)連研のための研究会の開催 年2回

※28頁参照

第1回連研のための研究会 7月20日（水） 参加人数 63名

第2回連研のための研究会 1月27日（金） 参加人数 49名

(3)新研修読本を活用した研修会の開催

連研のための研究会 2 回、組連研 2 組、総代会ブロック別研修会 7 会所

教区仏士の集い等

新研修読本 1,031 冊販売（4/1～1/31 までの販売数）【昨年度 2,830 冊】

◇【専門委員会】子ども若者ご縁づくり推進委員会

6 月 8 日（木）・8 月 31 日（水）

(1)組キッズサンガ奨励の検討 各組キッズサンガ開催状況

※32 頁参照

(2)教区マネージャー・教化団体等・「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会委員との連携【教区マネージャー会議】4 回

子ども若者ご縁づくり推進委員会を設置、名称・目的・スローガン・目標を設定。

※30 頁参照

< 具体的施策 >

①各組における「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」への支援

サポーターの選出・サポーター研修会の開催 9 月 27 日（火）参加人数 32 名

②ご縁づくりのための手引書の作成

千問書（専門書）5000 部発行（3791 部販売 1101 部謹呈 108 部在庫 8/1 発行）

なもナモ検定の実施 「プレなもナモ検定」1 月 21 日（土）参加人数 38 名

③日曜学校・子ども会への入会呼びかけ及び修了生へのアフターケア

④各教化団体との連携

「報恩講子どものつどい」への参画 12 月 23 日（祝日）参加人数 300 名

⑤関係団体との連絡協議会の開催 今年度未開催

⑥情報の収集と発信

◇【専門委員会】各教化組織代表者協議会

(1)各教化組織団体と連携 ※今年度未実施

布教団・門徒推進員連絡協議会・門徒総代会・仏教壮年会連盟・仏教婦人会連盟

寺族婦人会連盟・仏教青年連盟・本派スカウトクラブ・少年連盟・保育連盟

ビハール兵庫・矯正教化連盟兵庫教区支部・特別法務員協議会・青年僧侶の会

6. いのちの尊さにめざめ・寄り添う取り組み

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)阪神・淡路大震災総追悼法要 1月17日(火)午後1時～

①宗門学校生徒による「震災・いのち」に関する作文朗読：朗読者4名

②阪神・淡路大震災総追悼法要の勤修：参拝者141名

③1.17「いのち」を考える研修会の開催：参加者162名 講師：木村草太氏（法学者）

◇〔専門委員会〕自死者追悼法要実行委員会

(1)自死者追悼法要実行委員会 11月14日(月)

(2)自死問題への取り組む人材養成（事前研修会の開催）

自死者追悼法要スタッフ養成事前研修会（全2回）

12月19日(月) 講師 霜尾孝紹氏 自死者追悼法要を勤める趣旨・意義

参加人数14名

1月31日(火) 講師 西田智教氏 茶話会についての実践研修・法要リハーサル

参加人数17名

(3)自死遺族のための自死者追悼法要の勤修 2月18日(土)

参拝者22名（内茶話会出席者15名）・スタッフ43名

7. 過疎・過密地域への対応

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・〔専門委員会〕過疎対策検討委員会

(1)過疎・過密地域現状の掌握と対応の検討

教区内の過疎地域とされる組（多紀・氷上東・氷上西・朝来・養父・出石・城崎）の組長からの意見をまとめ、実践運動委員会常任委員会にて協議を行うが、今後より具体的に検討するため、教区寺院振興対策委員会に専門部会設置を予定。

8. 文書伝道の充実

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)啓発資料の作成

①教区新報 HYOGO の発行

発行回数 3回（195号～197号） 発行部数 1回1,500部

②教区新報『法』シリーズ（リーフレット）の発行

発行回数 年 3 回（お盆・報恩講・お彼岸）

販売部数 お盆 3,205 部・報恩講 3,625 部 ・ お彼岸 2,445 部

③教化資料等の配布の検討

(2)ホームページの充実、SNS の活用による情報提供

①神戸別院・兵庫教区のあゆみを公開

②行事・催し物情報を Facebook にて提供

③教区に加え、別院の各種申請用紙ダウンロード機能を充実

9. その他

(1)「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・・・年 2 回

4 月 25 日（月） ・ 2 月 27 日（月）

(2)「御同朋の社会をめざす運動」教区常任委員会

4 月 25 日（月） ・ 8 月 31 日（水） ・ 1 月 31 日（火）

(3)「御同朋の社会をめざす運動」第 3 連区職員研修会 1 月 17 日（火）

以 上

2016(平成28)年度 組「御同朋の社会をめざす運動」推進研修等実施一覧

No.	組 名	寺数	僧侶・寺族部門				一般部門				重点プロジェクト実施報告		キッズ サンガ
			期日	会 場	講 師 名	人数	期日	会 場	講 師 名	人数	期日	概 要	開催組
1	阪神東	25	12/13	圓融寺	藤岡良治	15	6/25	専正寺	寶池龍祥	60			
2	阪神南	24	12/9	都ホテル	棚原正智	15	6/9	正恩寺	近藤龍樹	30	5/31	コーラス・講演	
3	阪神西	21											
4	阪神北	21											
5	神戸東	30										葬儀のあり方	
6	神戸中	28	9/27	西方寺	杉本照顕	18							
7	神戸湊	21	9/14	光明寺	西田智教	13	7/5	報雲寺	増井浄見	43			○
8	神戸西	26											○
9	北 摂	20	3/8	光明寺	近藤龍樹	17	11/18	廣宣寺	門中浄光	26	10/16	ふじの里秋祭り	
10	神 明	22											
11	淡 路	9	12/27	浄光寺	杉本光俊	11	7/3	萬宝寺	西山竜司	26	3/16	高齢施設訪問活動	
12	播磨東	15	2/17	専應寺	増井浄見	11							
13	播磨中	21	12/8	光福寺	霜尾吏澄	24	6/26	正願寺	中尾教雄	181			○
14	多 可	10										参拝者数を増やす取り組み協議	
15	加古川	28	9/12	宣光寺	藤榮行信	17	7/12	善照寺	藤岡良治	125	2/10	自然災害の防災対策について学ぶ	○
16	高 砂	19										日常の寺院活動	
17	神 崎	20	12/26	文殊荘	竹内俊之	21						自死問題・ハンセン病問題	○
18	神 姫	13	3/4	専光寺	西田智教	12	10/23	常德寺	湯澤義秀	47		お通夜のしおり	
19	姫路東	16	7/29	浄光寺	棚原正智	12					11/27	子どものいじめ問題	○
20	姫路南	16											
21	姫路中	21	1/24	正龍寺	近藤龍樹	19	2/25	蓮浄寺	高崎正英	20		準備研修・カウンセリング	○
22	姫路西	23											○
23	網 干	24	2/21	徳善寺	竹内俊之	15	9/30	円通寺	岩谷教授	43			○
24	揖龍東	19											
25	揖龍西	26	2/22	光遍寺	杵築宏典	11	2/12	南正寺	増井浄見	32			
26	新 宮	15	12/16	福祉会館「ふれあい」	岩谷教授	14	2/28	西勝寺	大西宝雲	24			
27	赤穂南	13	2/22	浄念寺	棚原正智	14	12/12	真光寺	近藤龍樹	52		報恩講スタンプラリー	
28	赤穂北	21											
29	宍 粟	21	8/29	真光寺	大西宝雲	32						私にとって救いとは何か	○
30	佐 用	15	12/23	円徳寺	西田智教	18	8/19	南光文化センター	棚原正智	63			
31	多 紀	23											
32	氷上東	17	12/21	魚幸	中尾教雄	15					5/15	障害者施設ボランティア活動	
33	氷上西	18	1/25	昭和	中尾教雄	8							○
34	朝 来	16	10/12	如来寺	中尾教雄	21	6/25	如来寺	竹内俊之	65			○
35	養 父	16											
36	出 石	18	7/16	正福寺	藤井雅峰	45	12/4	勝林寺	松島法城	43	9/4	いざという時のために	
37	城 崎	21											
38	岡山南	19	2/22	ビエアリティまきび	西田智教	18					10/6	海外開教の現状	
											12/13	応急手当	
39	岡山北	14	10/18	美作自修会館	棚原正智	13	7/5	美作自修会	坂手康祐	14	8/27	児童虐待	○
	合 計	765	開催組 25			429	開催組 17 参加延べ数			894	開催組 18		13

2016（平成 28）年度「連研のための研究会」開催報告

（連研委員会）

<第 1 回>

1. 日 時 7 月 20 日（水）10：30～16：00
2. 会 場 本願寺神戸別院
3. テー マ 「連研とは？ ー再開と活性化に向けてー」
～話し合い法座がもたらす新たな“であい”～
4. 講 師 藤榮亮匡 師（連研中央講師・淡路組宣徳寺）
5. 参加人数 63 名（教区内僧侶・寺族・門信徒）
6. 開催目的 連研とは何のため、誰のために開くものなのかを考える中で、連研の持つ様々な意義（例えばお寺と門徒・門徒同士の繋がりといった、地域のご縁づくり等）について理解を深める。また、連研の持つ様々な意義を確認することで、連研休止組・未開催組の連研再開・開催を促していく。

<第 2 回>

1. 日 時 1 月 27 日（金）13：30～16：00
2. 会 場 本願寺神戸別院
3. テー マ 「仏教の基本を学ぶ」
4. 講 師 道元徹心 師（龍谷大学理工学部教授・神姫組泰法寺）
5. 参加人数 49 名（教区内僧侶・寺族・門信徒）
6. 開催目的 新研修読本仏教編の執筆者である講師より、その内容の解説や願い、また連研など各種研修の場での活用方法などについてお話しいただき、理解を深める。

連研開催並びに門徒推進員現況 ※3/31現在

NO	組名	連研 開催状況	寺院数	H28 会員数	H27 会員数	増減
1	阪神東	開催	25	50	50	0
2	阪神南	開催	24	1	0	1
3	阪神西	開催	21	1	1	0
4	阪神北	休止	21	4	4	0
5	神戸東	開催	30	0	0	0
6	神戸中	休止	28	0	0	0
7	神戸湊	開催	21	8	8	0
8	神戸西	休止	26	0	0	0
9	北 摂	開催	20	11	12	-1
10	神 明	休止	22	17	18	-1
11	淡 路	開催	9	19	20	-1
12	播磨東	開催	15	3	3	0
13	播磨中	開催	21	10	12	-2
14	多 可	開催	10	1	1	0
15	加古川	開催	28	17	17	0
16	高 砂	開催	19	3	3	0
17	神 崎	開催	20	11	11	0
18	神 姫	開催	13	28	28	0
19	姫路東	開催準備中	16	3	3	0
20	姫路南		16	0	0	0
21	姫路中	開催	21	13	14	-1
22	姫路西	開催	23	12	10	2
23	網 干	開催	24	26	24	2
24	揖龍東	開催	19	36	33	3
25	揖龍西	開催	26	61	59	2
26	新 宮	開催	15	4	5	-1
27	赤穂南	開催	13	32	35	-3
28	赤穂北	開催	21	75	76	-1
29	宍 粟	開催	21	7	7	0
30	佐 用	開催	15	23	23	0
31	多 紀	開催	23	0	0	0
32	氷上東	開催	17	16	18	-2
33	氷上西	開催	18	6	6	0
34	朝 来	開催	16	8	8	0
35	養 父		16	0	0	0
36	出 石	開催	18	21	21	0
37	城 崎		21	0	0	0
38	岡山南	開催	19	17	18	-1
39	岡山北	開催	14	6	4	2
	合計	31	765	550	552	-2

2016（平成 28）年度子ども若者ご縁づくり推進委員会活動報告

<名 称>

子ども・若者ご縁づくりーキッズサンガをさらにー

<目 的>

親鸞聖人のみ教えのもと、「あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」(浄土真宗本願寺派「宗制」前文) ことを「子ども・若者ご縁づくり」の目的とする

<スローガン>

手を合わせ お念仏喜ぶ 人生を！

<目 標>

ご縁のある大人が、すべての子ども・若者と接点を持ち、共に阿弥陀さまのご縁に会い、全世代が「お寺を居場所」としながら、手を合わせお念仏喜ぶ人生を歩むため、各教化団体との連携を図り、「子ども・若者ご縁づくり」を推進していくことを目標とする。

<具体的施策>

1. 各組における「子ども・若者ご縁づくり」への支援

- ・サポーターの選出並びに研修会の開催

日時：9 月 27 日（火）13：30～16：00

場所：本願寺神戸別院本堂

参加人数：32 名

2. ご縁づくりのための手引書の作成

- ・千問書（専門書）の作成

2016（平成 28）年 8 月 1 日発行

※5000 部発行（3791 部販売 1101 部謹呈 108 部在庫）

・なもナモ検定の実施

プレなもナモ検定の開催

日 時：1月21日（土）13：30～16：00

場 所：本願寺神戸別院本堂

参加人数：38名（宗門関係校：29名、子ども会：5名、門徒：1名）

改善点：参加者の大半が宗門関係学校であったので、来年度開催の際には、
教区内寺院の参加を増やせるように呼びかけが必要。参加対象を絞
って、子ども達の参加を呼びかける。

3、日曜学校・子ども会への入会呼びかけ及び修了生へのアフターケア

4、各教化団体との連携

・「報恩講子どものつどい」への参画（12月23日（金）祝日）

参加人数：子ども199名、大人：101名

場 所：本願寺神戸別院

主催団体：兵庫教区少年連盟

協力団体：8団体

兵庫教区参与会『蓮華会』・兵庫教区仏教婦人会連盟

兵庫教区寺族婦人会連盟・兵庫教区青年僧侶の会

兵庫教区門徒推進員連絡協議会

兵庫教区仏教青年連盟・兵庫教区門徒総代会

兵庫教区保育連盟

5、関係団体との連絡協議会の開催

今年度未開催

6、情報の収集と発信

組キッズサンガ開催状況 12組

※32頁参照

以 上

2016（平成28）年度 各組キッズサンガ開催状況

No.	組	開催日時	テーマ	会場	参加人数	特記事項
1	神崎組	7月21日(木) ～ 8月12日(金)	ラジオ体操と お経教室	教正寺	49名 (子供:33名)	ラジオ体操に引続き、 お勤めの作法指導を実施
2	姫路東組	7月24日(日)	大人も子供も 阿弥陀様 とのご縁づくり	明源寺	63名 (子供:32名)	組として初めての キッズサンガ開催
3	氷上西組	7月30日(土)	お寺に行こう	正覚寺	50名 (子供:25名)	保護者・門信徒・総代会 仏教壮年会・仏教婦人会 がスタッフとして参加
4	岡山北組	7月31日(日)	阿弥陀様と ご縁づくり	報恩寺	73名 (子供:26名)	後援：美作市教育委員会 協賛：みまチャンネル 「キッズサンガ」開催チラシ を配布（市内小学校）
5	宍粟組	8月1日(月) ～ 3日(水)	いのちのかがやき	願寿寺	92名 (子供:62名)	サマースクールとして開催
6	姫路西組	8月4日(木)	ひとりじゃない。 阿弥陀さまと一緒に だよ！	浄蓮寺	58名 (子供:31名)	プログラムに、工作の時間、 ウォークラリー、対抗ゲーム など様々な子どもが楽しめる 日程が組まれている
7	姫路中組	8月19日(金)	サバイバルでGO	眞行寺	75名 (子供:34名)	各スタッフが率先して、自分 の担当以外の箇所もサポート を行っている
8	播磨中組	8月21日(日)	なし	西教寺	72名 (子供:22名)	プログラムに、異文化交流会 (留学生)を開催
9	網干組	8月22日(月) ～ 23日(火)	お寺で遊ぼう	西念寺	61名 (子供:46名)	サマースクールとして開催
10	神戸湊組	8月24日(水)	なし	浄徳寺	49名 (子供:24名)	子ども達の親御さんも積極的 にプログラムに参加している
11	神戸西組	9月10日(土)	集まれ子どもたち	高松寺	80名 (子供:50名)	地域のボランティアグループ にも参加してもらっている 子どもの参加者も多い
12	朝来組	1月22日(日)	お寺であそぼう！	如来寺	33名 (子供:15名)	事前に2回のスタッフ会議を開 催し、子どもたちが楽しく過 ごせるように工夫をしている
13	加古川組	3月31日(金)	日帰りバス旅行	普光寺	25名 (子供:16名)	日帰りのバス旅行として開催

兵庫教区 教化関係現況

2017. 3/31現在

	組 名	寺院数	保 育	スカウト	少 年	仏 青	仏 婦	仏 壮	寺 婦	総代会	門 推	ビハーラ		布教使	
											人数	会	正		賛
1	阪神東	25		1	4		24	15	○	○	50	○	1		10
2	阪神南	24	4		3		11	3	○	○	1		3		6
3	阪神西	21	3		3	1	16	2	○	○	1		1	1	10
4	阪神北	21		1	4		21	4	○	○	4	△		1	3
5	神戸東	30	2		6	1	13	7	○	○			2	1	12
6	神戸中	28	1				24	3	○	○					12
7	神戸湊	21	2				15	2	○		8	○	4	1	10
8	神戸西	26		1	3	1	12	2	○	○			1		6
9	北摂	20			2		15	13	○	○	11	○	1	1	8
10	神明	22				1	21	8	○	○	17	○		2	6
11	淡路	9			4		9	9	○	○	19	○			2
12	播磨東	15			1		14	10	○	○	3				3
13	播磨中	21			1		19	14	○	○	10		1	1	6
14	多可	10					10	1	○	○	1	△			4
15	加古川	28	2		6	1	25	24	○	○	17	△	2		11
16	高砂	19	2		3		15	12	○	○	3		1	2	6
17	神崎	20					5	3	○	○	11	○	1		5
18	神姫	13			1		12		○	○	28	○	1		7
19	姫路東	16						1	○	○	3				6
20	姫路南	16	4		3		3		○	○			1		2
21	姫路中	21			1		7	4	○	○	13	○	2		9
22	姫路西	23	2		3		7	5	○	○	12		1	2	5
23	網干	24	6	1	6	1	23	21	○	○	26	○	1	1	11
24	揖龍東	19	2		2		12	1	○	○	36	○			14
25	揖龍西	26	2		4	1	17	14	○	○	61	○			7
26	新宮	15	1					2	○	○	4				4
27	赤穂南	13			6		13	11	○	○	32	○	1	3	4
28	赤穂北	21	1		5		17	13	○	○	75	○	3		11
29	宍粟	21		1	4		3	5	○	○	7	○	1		12
30	佐用	15			2		13	11	○	○	23	○			5
31	多紀	23				1	1	1	○	○			1		1
32	氷上東	17					4	4	○	○	16				4
33	氷上西	18			1		3	7	○	○	6				6
34	朝来	16	1				11	3	○	○	8		1		5
35	養父	16	1				2		○	○					3
36	出石	18			2		18	14	○	○	21	○	1		7
37	城崎	21			2		17	11	○	○			1		4
38	岡山南	19			3	1	10	4	○		17			1	6
39	岡山北	14			1		2	1	○	○	6			1	6
	その他	1	4	1	1		1	1						1	
	合 計	766	40	6	87	9	465	266	(39)	(37)	550	(16)	33	19	259

* 寺婦・総代会は組連盟結成状況 * 門推の○～協議会結成組

その他教化関係団体～青年僧侶の会、特別法務員協議会、矯正教化連盟、講社連盟

2017（平成 29）年度
「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）事業計画

1. 重点プロジェクトの推進 重点目標 災害対応：「いざ」という時のために

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

- (1)防災システム（セコム安否確認メールサービス）を全寺院に登録するため組へ出向
- (2)地震以外の災害においても防災システムを活用
- (3)防災担当者の防災システム取扱い研修会を実施
- (4)防災意識を高め、防災システムを利用した

教区ボランティアネットワーク構築のための研修会を実施

- (5)組災害対策研修会の奨励
- (6)別院に備える災害対策備蓄品を購入

※兵庫教区重点プロジェクト～15 頁参照

2. 「御同朋の社会をめざす運動」の成果の点検・総括

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

- (1)ご門主ご親教「念仏者の生き方」を体した取り組みの検討
 - ①教区での学習会の開催
 - ②組等の学習会の検討
- (2)組「御同朋の社会をめざす運動」推進協議会との連携と推進状況の調査
- (3)「組重点プロジェクト実施の奨励と取り組み内容の情報交換

※重点プロジェクト推進関係～51 頁参照

- (4)御同朋の社会をめざす運動」人権啓発推進研修会

- ①組同朋講座【僧侶・寺族部門対象】【一般部門対象】の全組での開催

※「御同朋の社会をめざす運動」研修会開催関係～53 頁参照

3. 「御同朋の社会の実現」のための取り組み

◇【専門委員会】研修講師団運営委員会

- (1)「御同朋の社会をめざす運動」推進組研修会への出講
- (2)「御同朋の社会をめざす運動」公開研修会の開催・・・年 2 回

(3)教区研修講師団研修協議会の開催（随時開催）

(4)近畿同朋運動推進協議会との連携

(5)差別解放運動団体との連携

(6)社会のあらゆる差別解消のための取り組み

①「部落差別解消推進法」等の啓発活動の展開

◇【専門委員会】同朋啓発研修委員会

(1)研修資料・教材の作成検討

4. 平和・ヤスクニ・ハンセン病問題・環境問題への取り組み

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要参拝・・・9月18日（月）

(2)非戦・平和への取り組みの検討

(3)ハンセン病問題の啓発活動

(4)長島愛生園・邑久光明園入所者交流会の開催

5. 人材育成の取り組み

◇【専門委員会】連研委員会 ※別紙参照

(1)組連研開催の充実・推進・広報

※連研開催関係～69頁参照

①全組での開催をめざして未開催、休止組への対応

(2)連研のための研究会の開催・・・年2回

(3)連研修了者大会の開催・・・6月11日（日）

※連研修了者大会開催要項～38頁参照

(4)新研修読本第2版の作成 発行期日4月1日・部数3,000部～4,000部

(5)『新研修読本』を活用した研修会の開催

◇【専門委員会】子ども若者ご縁づくり推進委員会

※子ども若者ご縁づくり推進委員会活動計画～39頁参照

(1)「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の支援体制の確立

①各組サポーターとの連携

研修会の開催（なもナモ検定併催）8月26日（土）

②各組における「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の奨励

※子ども若者ご縁づくり（キッズサンガ）開催関係～73 頁参照

③各教化団体との連携 「報恩講子どものつどい」への参画・・・12月23日休日

(2)ご縁づくりのための啓発資料の活用

①千問書（専門書）の増刷並びに vol.2 の作成検討

②なもナモ検定の実施・・・8月26日（土）

(3)人材の育成

①日曜学校・子ども会への入会呼びかけ及び修了生へのアフターケア

◇【専門委員会】各教化組織代表者協議会

(1)各教化組織団体と連携

①次代を担う念仏者の養成

②次代を担う僧侶・寺院子弟の養成

布教団・門徒推進員連絡協議会・門徒総代会・仏教壮年会連盟・仏教婦人会連盟

寺族婦人会連盟・仏教青年連盟・本派スカウトクラブ・少年連盟・保育連盟

ビハラー兵庫・矯正教化連盟兵庫教区支部・特別法務員協議会・青年僧侶の会

6. いのちの尊さにめざめ・寄り添う取り組み

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)阪神・淡路大震災総追悼法要 1月17日（水）

①阪神・淡路大震災総追悼法要の勤修

②宗門学校生徒による震災・いのちに関する作文朗読

③1.17「いのち」を考える研修会の開催

◇【専門委員会】自死者追悼法要実行委員会

(1)自死問題へ取り組む人材の養成

(2)自死遺族のための自死者追悼法要の勤修

7. 過疎・過密地域への対応

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・教区寺院振興対策委員会

(1)過疎・過密地域現状の掌握と対応の検討

教区寺院振興対策委員会に専門部会設置して教区内の過疎地域とされる組（多紀・氷上東・氷上西・朝来・養父・出石・城崎）の組長の意見を集約し具体的に対応を検討する。

8. 文書伝道の充実

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)啓発資料の作成

①教区新報 HYOGO の発行

発行回数年 4 回 発行部数 1 回 1,500 部

②教区新報『法』シリーズ（リーフレット）の発行・頒布普及

発行回数年 3 回（お盆・報恩講・お彼岸）

③教化資料等の配布の検討

(2)ホームページの機能充実、SNS の活用による情報提供

①行事・催し物情報の Facebook 活用の充実

②各種申請用紙ダウンロード機能の充実

③寺院検索・テレホン法話ページの充実

④教区新報 HYOGO 電子化の充実

9. その他

(1)「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会

(2)「御同朋の社会をめざす運動」教区常任委員会

以 上

2017（平成 29）年度「兵庫教区連研修了者大会」開催要項

（連研委員会）

1. 目 的

これまで各組で連研を受講された修了者同士が一堂に会し修了者大会を開催することで、お互いの交流を深め、組・地域を超えてお念仏よろこぶ人々がいることを知り、御同朋・御同行の輪が益々広まることを目的とする。

2. 期 日 6 月 11 日（日）10：30～15：30

3. 会 場 本願寺神戸別院

4. テ ー マ 「自他共に心豊かに生きることのできる社会をめざして」

5. 講 師 季平博昭 師（連研中央講師／備後教区 御調東組 法光寺）

6. 対 象 第 1 期～19 期連研修了者

7. 参 加 費 2,000 円／1 名（昼食代含む）※引率者は不要

8. 参加者報告方法

組にて取りまとめの上、5 月 19 日（金）までに教務所宛に報告

※連研修了者宛の開催要項には、5 月 15 日（月）を期限に各組担当者宛申込いただく様に案内

9. 帰敬式受式者の報告方法

組にて受式者取りまとめの上、帰敬式受式願にて教務所宛に報告

（報告期限）内願有：4 月 7 日（金）教務所必着

内願無：5 月 8 日（月）教務所必着

※帰敬式受式冥加金（内願無 10,000 円／内願有 20,000 円）

※帰敬式受式願は組長宛要項送付時に同封

※連研修了者宛の開催要項には、内願有 4 月 4 日（火）・内願無 5 月 4 日（木）を期限に各組担当者宛申込いただく様に案内

10. 連研バッヂについて

参加の連研修了者には記念品として配布（別途必要な場合は 450 円／1 個で購入）

11. 参加費 帰敬式受式冥加金の送金方法

現金書留、もしくは組長宛に要項送付時に同封の振込用紙にて教務所宛送金

12. その他 1 期から 19 期までの全ての連研修了者が対象となります

2017（平成 29）年度子ども若者ご縁づくり推進委員会活動計画

<名 称>

子ども・若者ご縁づくりーキッズサンガをさらにー

<目 的>

親鸞聖人のみ教えのもと、「あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」（浄土真宗本願寺派「宗制」前文）ことを「子ども・若者ご縁づくり」の目的とする

<スローガン>

手を合わせ お念仏喜ぶ 人生を！

<目 標>

ご縁のある大人が、すべての子ども・若者と接点を持ち、共に阿弥陀さまのご縁に会い、全世代が「お寺を居場所」としながら、手を合わせお念仏喜ぶ人生を歩むため、各教化団体との連携を図り、「子ども・若者ご縁づくり」を推進していくことを目標とする。

<具体的施策>

1、「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の支援体制の確立

- ・各組サポーターとの連携

研修会の開催

日時： 8 月 26 日（土）※なもナモ検定との併催

場所：本願寺神戸別院本堂

- ・各組における「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の奨励
- ・各教化団体との連携

「報恩講子どものつどい」への参画 12 月 23 日（土）祝日

2、ご縁づくりのための啓発資料の活用

- ・千問書（専門書）の増刷
- ・なもナモ検定の実施

日時： 8 月 26 日（土）13：30～

場所：本願寺神戸別院本堂

- ・千問書（専門書）vol.2 の作成検討

3、人材の育成

- ・日曜学校・子ども会への入会呼びかけ及び修了生へのアフターケア

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 活動図

「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会

- ◆重点プロジェクトの推進 2015(平成27)年度～2017(平成29)年度
 - ◎重点目標 災害対応:「いざ」という時のために ※専門委員会設置
- ◆「御同朋の社会をめざす運動」の成果の点検・総括
 - ◎組「御同朋の社会をめざす運動」推進協議会の連携と進捗状況の調査
 - ◎組重点プロジェクト実施の奨励と取り組み内容の情報交換
 - ◎『御同朋の社会をめざす運動』人権啓発研修会
- ◆「御同朋の社会の実現」のための取り組み ※専門委員会設置
- ◆平和・ヤスクニ・ハンセン病問題・環境問題への取り組み
 - ◎千島ヶ淵全戦没者追悼法要参拝
 - ◎非戦・平和への取り組みの検討
 - ◎ハンセン病問題の啓発活動
 - ◎長島愛生園・邑久光明園入所者交流会の開催
- ◆人材育成の取り組み ※専門委員会設置
- ◆いのちの尊さを伝える取り組み
 - ◎阪神・淡路大震災総追悼法要の勤修
 - ◎1.17「いのち」を考える研修会の開催
 - ◎自死者追悼法要 ※専門委員会設置
- ◆過疎・過密地域への対応
 - ◎過疎・過密地域現状の把握と対応の検討
- ◆文書伝道の充実
 - ◎教区新報HYOGOの発行
 - ◎「教区新報『法』シリーズ」(リーフレット)発行

専門委員会

- ◆重点プロジェクトの推進 2015(平成27)年度～2017(平成29)年度
 - 災害復興調査および支援準備委員会
 - ◎重点目標 災害対応:「いざ」という時のために

- ◆「御同朋の社会の実現」のための取り組み
 - 研修講師団運営委員会
 - ◎「御同朋の社会をめざす運動」研修会並びに教区研修講師団研修協議会
 - ◎組同朋講座【僧侶・寺族部門】【一般部門】の開催
 - 【「御同朋の社会をめざす運動」人権啓発推進研修会】

- 同朋啓発研修委員会
 - ◎研修資料・教材の作成

- ◆人材育成の取り組み
 - 連研委員会
 - ◎連研のための研究会の開催
 - ◎連研修了者大会の開催
 - ◎『新研修読本』を活用した研修会の開催
 - 子ども若者ご縁づくり推進協議会
 - ◎「子ども・若者ご縁づくり(キッズサンガ)」の支援体制の確立
 - ◎ご縁づくりのための啓発資料の活用
 - 各教化組織代表者協議会
 - ◎各教化団体と連携

- ◆いのちの尊さを伝える取り組み
 - 自死者追悼法要実行委員会
 - ◎自死問題への取り組む人材養成
 - ◎自死遺族のための自死者追悼法要の勤修

「子ども・若者ご縁づくり」基本方針

I. はじめに

青少年教化は多くの方々により営々と取り組まれてきました。その営みをうけて、これを全宗門的な運動とすべく、親鸞聖人 750 回大遠忌宗門長期振興計画における「次代を担う『人』の育成」の一環として「青少年教化対策」が提示されました。

この対策において、子どもの現状を知り、子どもの「今」を支え、阿弥陀さまとの「ご縁づくり」をしていこう、そしてこれを全宗門的な運動としていこうと取り組まれているのが「キッズサンガ」です。

これは「ご縁のある大人たちが すべての子どもと接点を持ち 子どもとともに阿弥陀さまのご縁に遇っていこうとする運動」として推進されています。この取り組みが、あらためて青少年教化は重要な課題であるという認識も深めてきました。

子どもたちが青年となっても、引き続きご縁を深めてもらえるような具体的対策を取ること、そして今まで全くご縁の無かった若者へのご縁づくりを行うことは、人々の苦悩に寄り添おうとする私たちにとって、必然の課題と考えます。

また、この度の法統継承を機縁とし、宗門として「次代を担う人の育成」の取り組みに、なおいっそう努めたいと思います。

もとより青少年教化は乳幼児期から青年期すべてを網羅するものですが、対象と内容が絞り込めない面がありました。そこで「青少年」を『子ども・若者』、「教化」はまず『ご縁づくり』からと焦点を絞り、日本国内はもとより世界の子ども・若者たちが、阿弥陀さまのご縁に会い、自らの存在の尊さに気づき、お互いを敬い大切に、助けあえる社会の実現者になってももらえるよう、キッズサンガの願いを併せもったうえで、『子ども・若者ご縁づくり』の名称のもと取り組んでいきたいと思います。

以下は、「若者へのご縁づくり」について特化して、その方向性を述べるものですが、「子どもへのご縁づくり」の取り組みについては、キッズサンガ「推進ガイドライン」などに示されている方向性で、引き続き「お寺を子どもの居場所に」の願いのもと、若者へのご縁づくりと同時進行で推進していくことを基本的な方針といたします。

※子ども：乳幼児期、学童期及び思春期にある者を指します。

※若者：思春期、青年期の者、場合によっては40歳未満のポスト青年期¹を含みます。

¹ ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学などにおいて社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や、円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者をさす

Ⅱ.「基本理念」 ～二つの願いを持ちながら～

子ども・若者は、かけがえのない「今」を生きています。「ご縁づくり」に取り組むにあたっては、

- ① 宗教・仏教・浄土真宗・寺院・僧侶について、また合掌することの意味などを分かりやすく伝えることで、正しく理解し共感してもらい、これらに馴染んでもらいたい。
- ② 現代社会を生きる若者たちに寄り添い関わり続けることで、共に「人生の方向と生きる意味」を考えていける「若者の居場所づくり」をしていきたい。

この二つの願いとキッズサンガで示されている願い²をあわせ持つて、子ども・若者たちが今も将来も親鸞聖人の教えに親しみ、聴聞の座に連なる「人」となり、心豊かな人生と社会の実現者になってもらうことを、「子ども・若者ご縁づくり」の基本理念としたいと思います。

Ⅲ. 若者へのご縁づくり「二つの柱」

ご縁づくりは対象別に以下の二つとし、それぞれに取り組みたいと思います。二つは相互に関連することでもあります。ご縁づくりの大きな「柱」とします。

①「すでに少しでもご縁がある若者」

- ・ 保育園・幼稚園・日曜学校・子ども会・スカウト活動・仏教青年会・宗門校などや、キッズサンガの取り組みでご縁のできた若者たちに、継続的にご縁を「つくる」「はぐくむ」「深める」ことのできる企画や活動事例・教材等を、教区・組・寺院や宗門校などの現場と宗派が相互に提案、提供、また情報交換をしながら「ご縁づくり」に取り組んでいく。

②「今までご縁の無かった若者や、生きづらさを抱えている若者」

- ・ ご縁の無かった若者に、宗教あるいは仏教・寺院・僧侶などへの先入観や誤解を解く取り組みの中で、仏教を依りどころに生きることを提案していく。
- ・ 生きづらさを抱えている若者に寄り添い、阿弥陀さまの心に触れ独りではないということに気づいてもらえる取り組み。
- ・ 協議のうえ必要と思われる企画や行事を実行していく。

Ⅳ.「ご縁づくり」取り組みのために

・ 呼称について ～なぜ、子ども・若者なのか？～

青少年教化は先輩諸氏方の地道な活動により取り組まれてきた歴史があり、その積み重ねの上に「キッズサンガ」が、運動として始まりました。

その間、「青少年教化」の呼称に長く親しんで活動してきましたが、「青少年」というくくりでは活動の上で対応しにくい場面が少なからずありました。

たとえば「少年」の場合、乳幼児世代が入るのか入らないのか？中学生・高校生の世代は少年か？青

² キッズサンガ「推進ガイドライン」宗門長期振興計画推進対策室 寺院活性化担当（2013年4月発行）

年か？「青年」の場合も、どこまでを青年とするのか？

加えて昨今は社会環境の変化により、少年や青年の置かれている状況が特に複雑多様化してきています。

そこで「ご縁づくり」を実りある取り組みにするには、世代整理は必要不可欠と考えました。さらに、これは宗派外の子ども・若者をも視野に入れての活動ということを、より鮮明にする必要があると考え、「子ども・若者ご縁づくり」と、対象と内容を明確にした上で取り組んでいきたいと思っています。

・体制について ～誰が、どのように～

キッズサンガ運動を継続させ、さらに展開していくとともに、若者へのご縁づくりを推進していくために宗派に「子ども・若者ご縁づくり推進室」を設置いたしました。

ご縁づくり活動の内容は、「子ども」から「若者」という世代・属性など多岐にわたりますので、推進室に中央キッズサンガ推進委員会の機能と、若者へのご縁づくり推進をするという、二つの役割を併せ持つ「(仮称) 子ども・若者ご縁づくり推進委員会」を置き、それぞれのご縁づくりに応じた部門や、必要な場合は専門部会などを組織するなどして推進したいと考えています。

「ご縁づくり」に取り組むにあたり、「二つの柱」の①については、キッズサンガの取り組み発展形と捉えていますので、現在キッズサンガに取り組まれている教区や組の機構を活かし推進していくことや、保育連盟・宗門校などと強力に協働をしていくことを考えています。

また②の取り組みは、これまでのキッズサンガの活動に加え、若者の置かれている状況と若者文化を視野に入れ、大胆な発想や手立てをもって企画し、活動環境を整えながら宗派としてご縁づくりに取り組んでいくことを考えています。また宗派内にとどまらず、ひろく宗派外と協働することも視野に入りたいと思います。

仏教青年連盟との関係は、青年層を結集していこうとする取り組みが連盟にありますので、ご縁づくりを通して宗派が協調・支援をするものとして考えています。

宗派内の教化団体においても、キッズサンガ同様、年度活動方針の中に「若者へのご縁づくりに参画していく」という方向性を打ち出すなどにより、共に取り組んでいただきたいと考えています。

また宗派の人材養成機関・研修などで、この「ご縁づくり」について知ってもらう機会を設けてもらえるよう働きかけをしていきたいと考えています。

V. ご縁の無かった若者へのご縁づくりについて

・若者と宗教の接点と可能性

「必要なモノはお寺ではなくて、仏教なのです」^{※3}という声があります。一般社会では、仏教の教えには期待するが、それを伝えるお寺が本来の役割を果たしていないとの意味でしょう。これは私たちの努力不足と、私たちの在り方が批判的に見られていることですし、これが「寺離れ」といわれる現象に拍車を掛けているのではないのでしょうか。

一方、門徒に限らず一般にお寺を開放して催される様々な行事では、若者を含むあらゆる年代層の参加者があります。また若手僧侶が、若者と仏教を結びつけようとネットやフリーペーパー等での情報発信をしたり、若者が集まる繁華街の一角に僧侶自身が出かけて行き、悩みを聞くことや法話をするなどを試みている場面には、興味をもってくれる若者の姿があります。

生きづらさを感じている若者にとって、そのような所が居場所なのかも知れません。またこのようなご縁で初めて仏教に触れ「新鮮な驚き」を味わっているともいえます。

これは若者たちが宗教・仏教に触れ学ぶ機会が無かったためであり、宗教・仏教への誤解が、若者だけではなく一般社会に蔓延しているためでもあります。ここに私たちの工夫と努力次第で、宗門に新たな可能性（アクションのヒント）があることも示されているのです。

・まず、馴染んでもらうことから

今まで青年層に仏教に触れてもらおうと青年教化活動は地道になされ、それにより多くの方がご縁に遇うことができました。しかし、そのご縁に遇える方は、人数も所属も、限られた範囲にとどまっています。

この原因はいろいろな事が考えられますが、その一つには私たちが何気なく使っている言葉や表現方法が、一般社会では通用しにくくなっていることが、人々にとって仏教・浄土真宗・お寺などを馴染みにくいものになっていると思われます。

馴染みのない所には、近寄りにくいということがあります。初めてご縁に遇う若者に私たちは先ず、仏教・浄土真宗・お寺などに馴染んでもらえるようにすることで、本来の仏教・お寺などの意味を知ってもらうことが必要ではないのでしょうか。

取り組みに当たっては、既成概念にとらわれない、大胆な発想と手法や言葉などを駆使して、若者たちが、これらにまず馴染んでもらえる「ご縁づくり」から始めたいと考えています。

そうした取り組みを地道に行い続けることで、若者たちが親鸞聖人の教えに親しみ、やがて聴聞の座に連なる「人」になってもらいたいものです。

³ (幻冬舎ルネッサンス新書「お寺が救う無縁社会」北川順也著・235頁)

VI. 取り組みの具体化にあたって

・下記のような視点を持ち、取り組みの具体化をしていきたいと考えています。

- ① 子ども・若者の現実に関わりつつ、その現実と取り組みとが乖離しない
- ② 子ども・若者も、教えを聞き、お救いに遇う正客である
- ③ 困難や問題を抱えている方も、仏さまの教えで人生を生きてもらいたい
- ④ 「ご縁づくり」を通して、失われつつある「他を思い遣る心」を育てていく
- ⑤ カルトから子ども・若者たちを護る手立てをとる
- ⑥ 対象は宗派内に留まるものではなく、日本全体と世界を視野に入れる
- ⑦ 年代・世代・属性に、それぞれ応じた取り組み方法を考える
- ⑧ 宗教・仏教・寺院・僧侶などへのイメージ変革を促していく
- ⑨ 本願寺・浄土真宗・築地本願寺などに親しめる、新たなイメージを創出する
- ⑩ 本願寺及び本願寺などの法要行事等における、子ども・若者ご縁づくりの可能性について企画提案をする
- ⑪ 若者と接点がある個人・グループと連携し、必要に応じて支援をする
- ⑫ 活動の方向性に違いがない、一般社会の各種団体等と連帯することを厭わない
- ⑬ 既存の仏教青年会や各教化団体と、協力し合い若者のさらなる結集を促す
- ⑭ 進学・就職を契機に都市部への移動が予想される若い世代が、どの地にあっても引き続きご縁に遇える環境(居場所・拠点)づくりも課題とする
- ⑮ ご縁づくりは50年先、100年先を見据えた活動であるから、手間と時間が掛かることを念頭に置きつつ、運動としてじっくりと取り組んでいく
- ⑯ 短期目標を節目ごとに置くことで、取り組みにメリハリをつける
- ⑰ その他

VII. 用語について

「青少年教化」を「子ども・若者ご縁づくり」に…

青少年：乳幼児期から青年期までの者をさす。

なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く「ご縁づくり」の対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という用語で取り組みを行っていきたいと思います。

(参考) ※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者をさす

※学童期は、小学生の者をさす

※思春期は、中学生からおおむね18歳（高校生）までの者をさす

※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者をさす

上記用語は、「子ども・若者ビジョン」

～子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して～

(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定；内閣府)で規定されたものに依っています。

推進体制について

1. 新推進体制とねらいについて

平成26年度4月に「子ども・若者ご縁づくり推進室」が設置され、また平成27年5月31日をもって「親鸞聖人750回大遠忌法要宗門長期振興計画」が終結いたしました。この「推進体制について」は、これまでの全寺院「子どものつどい」－キッズサンガ－実施計画の事務提要からの変更点や新推進体制の概要をまとめ、今後、「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」をさらに進めていこうとするものです。

(1) これまでのご縁づくり（キッズサンガ運動）

キッズサンガ推進体制は、2007（平成19）年5月に宗門長期振興計画推進対策室寺院活性化推進部により発行された全寺院「子どものつどい」－キッズサンガ－実施計画の事務提要〈教区・組用〉にまとめられています。

この事業は、親鸞聖人750回大遠忌法要宗門長期振興計画（以下、「宗門長期振興計画」という。）の重点項目「次代を担う『人』の育成」に基づき、子どもと寺院および宗門の将来的展望を切り開くため、全寺院で「子どものつどい」－キッズサンガ－の実施をめざすものとしてスタートした事業です。

(2) 宗門長期振興計画の終了（新体制の必要性）

平成17年8月から平成29年3月までの12カ年の宗門長期振興計画の中で、総額4億円の予算によりキッズサンガを計画実施いたしました。（なお、宗門長期振興計画は、「宗門総合振興計画基本規程」の施行により平成27年5月31日に終結）

このキッズサンガの成果をふまえ、平成26年ご門主様の法統継承式を機に、3月21日宗則第1号によって、子ども・若者ご縁づくり推進室設置規程を定め、総局のもと「子ども・若者ご縁づくり推進室」が設けられました。これにより、キッズサンガの所掌が、宗門長期振興計画推進対策室寺院活性化推進部から子ども・若者ご縁づくり推進室へ移行いたしました。これは、子ども・若者を対象とした「ご縁づくり」の企画推進及びその活動支援をさらに重点的かつ継続的に推進発展させ、もって宗門の目的達成に資するためであります。

今般、伝灯奉告法要並びに親鸞聖人ご誕生850年・立教開宗800年慶讃法要の修行と記念行事の推進を計画する平成27年から平成36年までの「宗門総合振興計画」実施にあたる時期であることから、あらためて子ども・若者ご縁づくり、キッズサンガの取り組みの新体制を示すこととなりました。

(3) 新体制のご縁づくり（願いを引き継ぎ、新たな挑戦－現状維持では発展しない－）

子ども・若者ご縁づくりでは、**目標として「手を合わせ、お念仏申す人になってもらいたい」と表現し、次世代と共に、ご縁を「つくり」、「つなぎ」、「深める」事業計画を推進しています。**

これは、小学生以下の年代へのご縁づくりはもちろんのこと、ともすればこれ以後途切れることの多かったご縁を、中学生、高校生、さらにそれ以降の年代にまでつなぎ続け、

また、これまで全くお寺にご縁のなかった若者へも新たなご縁をつくっていかうとする取り組みです。したがって、これまでのキッズサンガを引き続き推進しつつ、さらに視野と対象年齢層を広げた活動ができる推進体制をつくる必要があります。

宗派の推進室にはマネージャーが置かれ、子ども・若者への経常的なご縁づくりを推進する体制が整いつつあります。教区においても同様に教区マネージャーを置き、これまで以上に幅広い年齢層へ向けたご縁づくり、キッズサンガを推進するための新体制を整えていきたいとするものです。

そのためには、これまでの願いを引き継ぎつつ、新たな挑戦にむけての柔軟で斬新なアイデア・行動力をもって、僧侶、門信徒がともに意識改革をおこしながら協力して力をあわせていくことなどがが必要です。

(4) 事務提要からの変更点

<名 称>

子ども・若者ご縁づくりーキッズサンガをさらにー

<事業内容>

親鸞聖人750回大遠忌宗門長期振興計画基本規程（平成17年宗則第8号）に基づく宗門長期振興計画の重点項目として推進される「次代を担う『人』の育成」に関し、その成果をふまえ、キッズサンガの理念を全寺院に浸透させるとともに、宗門の目的達成に資するため、子ども・若者を対象とした「ご縁づくり」を重点的かつ継続的な推進発展を図るものです。

<目 的>

親鸞聖人のみ教えのもと、「あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」（浄土真宗本願寺派「宗制」前文）ことを「子ども・若者ご縁づくり」の目的とします

<総合テーマ（目標）>

～次世代育成～「子ども・若者ご縁づくり」

ご縁のある大人が、すべての子ども・若者と接点を持ち、共に阿弥陀さまのご縁に遇い、全世代が「お寺を居場所」としながら「手を合わせ、お念仏申す」人となることを、「ご縁づくり」の総合テーマとします

<活動テーマ>

キッズサンガの願いである、阿弥陀さまのご縁に、子ども・若者そして大人も共に遇っていかうとする教化活動を「ご縁づくり」とし、ご縁を「つくり」「つなぎ」「深める」ことを活動のテーマとします

※2015(平成27)年度子ども・若者ご縁づくり推進にかかる活動方針・事業計画書より抜粋

年度毎の活動方針・事業計画は、毎年定めて年度当初に本願寺ホームページ<http://www.hongwanji.or.jp/>へ掲載いたします。

<方策>

- ① 宗務所に平成28年4月1日付「子ども・若者ご縁づくり推進委員会」が設置されます。この推進委員会は、2009(平成19)年4月24日付、青少年教化対策の具体的施策として「全寺院『子どものつどい』キッズサンガ」を円滑に推進するために設置された「中央キッズサンガ推進委員会」及び、2013(平成25)年9月2日付、キッズサンガを基盤とした発展的施策の検討並びに推進、及び青年層への教化にかかる具体的方策を図るために設置された「青年教化推進委員会」が、平成27年度を以って委員の任期満了となります。この機会に上記具体的方策を統合し、両推進委員会の機能と所掌事項を併せ持つ推進委員会を新たに設置するものです。
- ② 教区に「教区子ども・若者ご縁づくり推進委員会」を設置してください。
これについては、「3. 子ども・若者ご縁づくりーキッズサンガをさらにー推進体制図」の項を参照してください。
- ③ 組については、子ども・若者ご縁づくり実施部門の再確認をしてください。
これについては、教区・組における推進体制は、「1. 新推進体制とねらいについて(1) これまでのご縁づくり(キッズサンガ運動)」の中で記載しましたように、2007(平成19)年に全寺院で「子どものつどい」ーキッズサンガーの実施をめざすものとして事務提要を作成し、ご依頼をしておりますように、各教区の事情や現場に合った組織を構成のうえ、推進いただいています。このたびの推進体制の意図をお汲み取りいただき、教区・組における推進体制の再確認をお願いいたします。
- ④ 新推進体制では、事務提要でお願いした寺院に対して運営方法の相談窓口や以下のような役割を担う方を配置する支援体制を継承します。

<教区>

(イ) 子ども・若者ご縁づくり教区マネージャー(旧キッズサンガアドバイザー等)

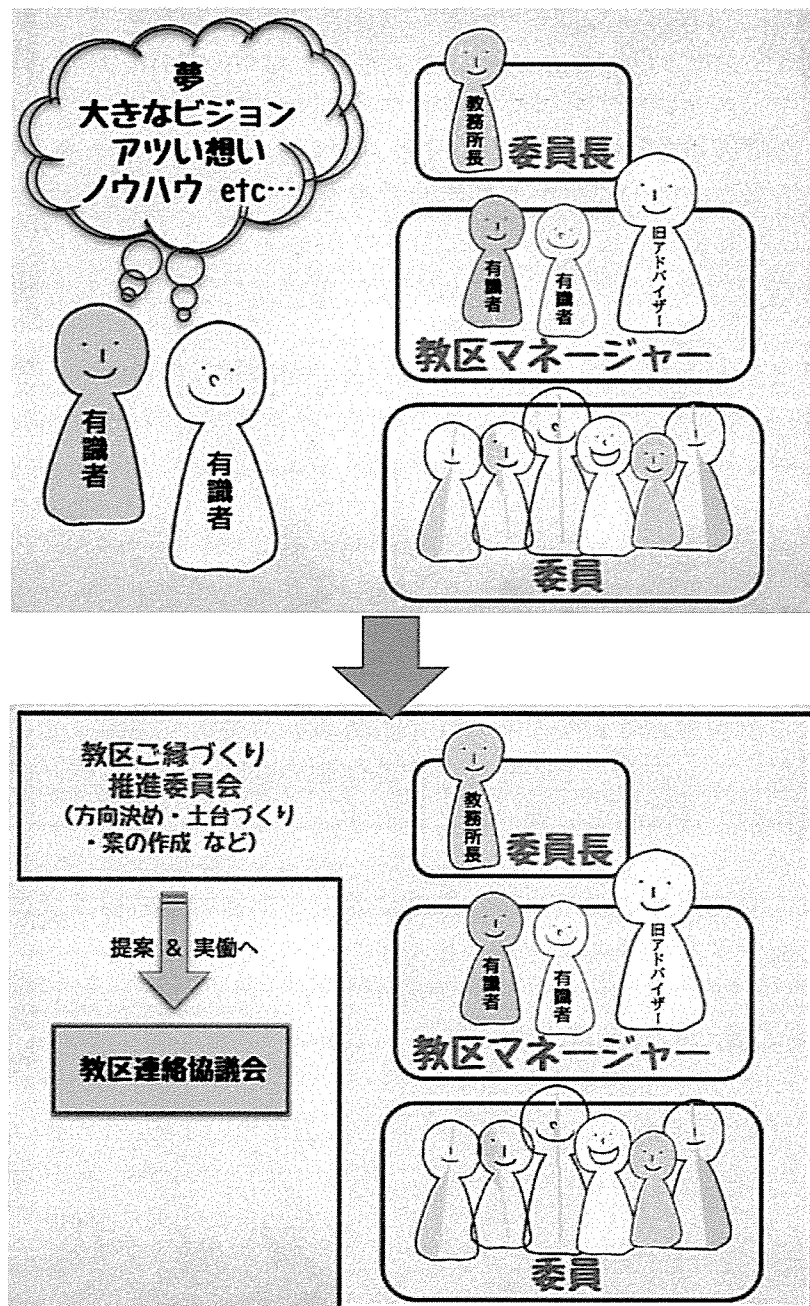
教区マネージャーは、教区における子ども・若者を対象とした教化専門の相談員の立場であり、教区内でのご縁づくり推進の具体的役割を担います。

教区教務所長の委嘱により任用されます。教務所長の委嘱後、所定の書式により速やかに総局に報告いただきますようお願いいたします。また宗務所で随時開催する「教区マネージャー研修会」を受講いただきます。

また、サポーター養成のための「サポーター研修会」を実施して下さい。

※キッズサンガアドバイザーについては、宗門長期振興計画の終了に伴って平成28年3月31日をもって、任期満了とします。また子ども若者ご縁づくり推進のため新体制における推進役として教区マネージャーを置き、今後の運動を進める推進役として適任と思われる者を(キッズサンガアドバイザー等と協議し、)教務所長が委嘱します(子どもはもとより、青年層の教化活動に取り組んでいる方及び寺院の未来像を持っている方・キッズサンガアドバイザー再認可)。任期は平成28年4月から「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会任期に合わせることにします。

子ども・若者ご縁づくり推進員会説明簡略図＜参考＞



＜組＞

（ロ）子ども・若者ご縁づくりサポーター

子ども・若者ご縁づくりの組における推進役であり相談窓口です。サポーターは、設置当初からの役割は同じですが、「子ども・若者ご縁づくり」の「事業内容」、「目的」、「総合テーマ（目標）」、「活動テーマ」をもって子ども層に留まらず、若者層も対象として取り組んでまいりますこと、ご協賛のうえご協力をお願いいたします。

2017(平成29)年度 各組助成金交付一覧

助成金対象の行事・事業		教 区	宗 派	合 計	要項	備 考
一 般	教区費完納奨励 教化助成費	完納額 の5%	勸励要綱 にて	完納額 の5%		(教区)7月末日までの 完納組に対して
実践運動	実践運動 組事務補助費		180,000	180,000		
	組重点プロジェクト 推進実施報告		20,000	20,000	53頁～	報告書の提出
	組同朋講座 (僧侶・寺族部門)	30,000	5,000	35,000	56頁～	報告書の提出 (出向者は教区より派遣) (研修課題を原則) (但し1ヶ月以内に報告)
	組同朋講座 (一般部門)	30,000		30,000	66頁～	報告書の提出 (出向者は教区より派遣) (研修課題による 研修が望ましい)
布 教 団	組布教大会	20,000		20,000	78頁～	報告書の提出 (但し1ヶ月以内に報告)
	組青年布教使 布教大会	10,000		10,000	80頁～	事前に申し込み (出向者は教区より派遣) 年度内4組まで先着
門徒総代会	組門徒総代 研修会	10,000		10,000	77頁～	報告書の提出 (但し1ヶ月以内に報告)
連 研	組連研開催助成 (1期2年間の開催)	100,000 (1期/200,000)	(1期/20,000)		71頁～	2年間12回を原則 (36時間以上) 計画・報告書の提出 宗派は1期に対して の助成金額 教区は1年ごとに 100,000円を助成
子ども若者 ご縁づくり	組キッズサンガ 開催助成	30,000		30,000	75頁～	報告書の提出 (但し1ヶ月以内に報告)

2017(平成 29)年度 組重点プロジェクト推進助成金交付要項

1. 趣 旨 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進の一環として、組における重点プロジェクトの推進に資するため、各組が策定した実践目標の達成に向け活動を実施した組に対して助成金を交付するもの
2. 活 動 内 容 各組の重点プロジェクトに基づく取り組み
 - ・各組で策定した実践目標の達成に向けた活動を企画、立案し、実施する
 - ・活動後、明らかになった課題や成果を確認し、次回以降の活動内容に反映する
 - ・各組での活動を原則とするが、2組・3組と合同で活動することもできる
3. 対 象 期 間 2018(平成 30)年 3 月 31 日まで
4. 活 動 者 組内僧侶・寺族・門信徒や、これまで浄土真宗とご縁のなかった方
5. 助 成 金 1 組あたり 20,000 円を交付する(1 年度 1 回の交付)
但し、3 組以上合同実施の場合は、60,000 円を限度とする
6. 事 務 手 続 (1)組における事務
 - ・活動後に教務所へ「実施報告書<様式③>」を提出する(合同実施の場合にも各組より提出)
※報告書は、概ね、活動後 1 カ月以内の提出を目処とし、平成 30 年 3 月 31 日までに提出する(2)教区における事務
 - ・組より提出の「実施報告書<様式③>」を精査し、月毎に取りまとめのうえ、所定の申請書式「助成金交付申請書<様式①>」・「実施報告一覧<様式②>」により、毎月、重点プロジェクト推進室に交付申請を行う
※3 月取りまとめ分については、平成 30 年 4 月 3 日(必着)までに申請する
 - ・教区からの交付申請に基づき、重点プロジェクト推進室より月毎に教区宛助成金を交付する
7. 備 考
 - ・教区においては、「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会等で、本要項の周知及び活動内容の情報交換や連絡調整を行う
 - ・提出された「実施報告書」を重点プロジェクト推進室において分析し活動事例として集約のうえ、本願寺ホームページ等で発信する
 - ・各組において、活動事例を参考としながら、宗門全体の活動がより充実したものとなるよう進める
8. 添 付 書 類 (1)「助成金交付申請書」<様式①>
(2)「実践報告一覧」<様式②>
(3)「実施報告書」<様式③>

以 上

組 重点プロジェクト 実施報告書

参画寺院数	組内	カ寺中	カ寺	参 画 者 内 訳	門信徒	男性()名・女性()名
実 践 目 標					僧侶	男性()名・女性()名
					寺族	男性()名・女性()名
					その他	男性()名・女性()名

活動内容

<実践目標達成に向けて取り組んだ内容を詳細にご記入ください。> ※参考資料があれば添付ください。

活動後の成果<「目標に対する達成状況」、「改善策」、「次回以降の計画」を順に記入ください。>

「目標に対する達成状況」

「改善策」

「次回以降の計画」

その他、特記事項等

上記の通り報告いたします。

組組長

印

※本報告書は、概ね、活動後1カ月以内の提出を目処とし、平成30年3月31日までに提出ください。

<様式③>

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会
【僧侶・寺族部門】同朋講座 開催要項

1. 趣 旨

宗門では、2012 年度より「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）＜以下実践運動＞と運動名称を改め、それまでの基幹運動の成果を踏まえた、「実践運動」総合基本計画に基づき展開しています。

専如門主は、「伝灯奉告法要についての消息」において「私たちは、凡愚のまま摂め取って捨てないとはたらき続けていくくださる阿弥陀如来のお慈悲を聞信させていただき、その有り難さ尊さを一人でも多くの方に伝えることが大切です。それとともに仏智に教え導かれて生きる念仏者として、山積する現代社会の多くの課題に積極的に取り組んでいく必要があります。まさにこのような営みの先にこそ、『自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する』道が拓かれていくのでありましょう」と示されました。これらを受けて、総合基本計画には「現代に生きる私たちには、災害支援、エネルギーや環境問題、経済格差、自死、過疎、少子高齢化などの社会問題があり、さらには、依然として非戦・平和や人権・差別の問題があります」と取り組むべき諸課題が掲げられています。

総合基本計画の策定趣旨に基づく研修として、これまでの学びを踏まえ、宗門における人権・差別問題の課題を教区・組の取り組みを通して学びを深め、僧侶としての課題に繋げていきたいと思えます。特に今日的課題となった過去帳等個人情報に関しては、これからの寺院活動においても大切な課題となりますため、関連資料やリーフレットなどを積極的に活用した研修会の開催が望まれます。

私たちの周りにある人権・差別問題を課題として、具体的な取り組みを実践することは、『宗制』に定められた「自他共に心豊かに生きることのできる社会」の実現につながります。本年度も御同朋の社会をめざして、ともに実践運動を進めてまいりましょう。

2. 研修課題

① 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について

過去帳等の記録は個人情報であり身元調査に利用されないため『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』を利用し研修を行なう。

② 教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について

＜参考例＞

（1）「兵庫教区同朋講座における差別発言事件」並びに「兵庫教区内より発信された連続差別投書事件」からの学びについて（2）同和問題（部落差別解消推進法）（3）インターネットによる人権侵害（4）ハンセン病問題（5）L G B T（6）女性差別（6）ハラスメント（7）外国人差別（ヘイトスピーチ・ヘイトスピーチ解消法）（8）障害者問題（障害者差別解消法）（9）非戦平和（10）高齢者等

③ 教団における差別問題について

「2012（平成 24）・2013（平成 25）年度第 1 連区布教使研修会差別発言問題等」を通して、差別についての学びを深め、教団と僧侶の課題を明らかにする。

④ 災害時における人権侵害等について

宗門の重点プロジェクトの取り組みの一つとして策定した「災害時における人権侵害等についての基本構想」に基づく研修とする。

3. 開催期間

2017（平成29）年度内の開催とします。（出来るだけ年内に開催ください）

4. 開催場所

組内寺院・その他

5. 開催方法

年度当初に、教区(特区)と組で協議・相談のうえ、課題①～④の範囲でやり易い運営方法で開催してください。

○研修会の開催形式は、各組での開催を原則とします。

○全僧侶への周知案内に留意ください。

6. 講師出講制度について

—[1] 教区研修講師

・実践運動に関する研修であることから、兵庫教区より研修講師（下記[2][3]の場合を除き）を派遣いたしますので、開催日時・会場・研修課題等をお知らせください。

・講師は課題について、話し合い（班別討議）など、参加者の発言が得られるよう配慮してください。設定した課題によっては、外部講師も予想されますが、その場合においても同様の配慮を行ってください。

—[2] 一般財団法人同和教育振興会の講師斡旋【研修課題①・③の研修を行う場合】

・同和教育振興会の講師派遣制度を利用することができます。この場合、派遣にかかる交通費は同和教育振興会が負担いたしますが、謝礼・宿泊費・その他講師招請にかかる経費は主催者側(教区又は組)の負担となります。尚、講師の指定は出来ません。

〔同和教育振興会負担経費(交通費)には、予算の上限があるため、希望の際は早めに教務所・沖縄県宗務事務所を通じて社会部＜人権問題担当＞宛、ご連絡ください。〕

《※同和教育振興会の講師派遣利用にかかる事務手続きについて》

(1)別紙申請書＜様式④＞（同和教育振興会宛提出用）を利用ください。

(2)原則として、開催日の2ヶ月前迄に申請を行うものとします。

(3)都合により要請に応じられない場合があるため、少なくとも第2希望まで派遣希望日を設定してください。

(4)研修会開催日から1ヶ月以内に、別紙報告書＜様式⑤＞を同和教育振興会宛提出ください。

—[3] 宗派からの講師派遣制度の利用【研修課題②・④の研修を行う場合】

・「御同朋の社会をめざす運動（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会」とする場合で研修課題②の「人権・差別問題」もしくは④の「災害時における人権侵害」に関する研修会として実施される場合にのみ講師派遣制度の対象となります。

・重点プロジェクト推進室の「研修会講師派遣等にかかる対応」を利用することができます（別様式）。＜派遣経費は宗派負担＞

・テーマ及び出向日程については重点プロジェクト推進室を通じて予めご相談ください。

・伝道本部各室部長及び総合研究所研究員等、宗務所員を講師として派遣致しますので宗務の都合等により要請に応じられない場合もあります。

7. プログラム

基本日程（案）【150分設定】

時間配分	プログラム	備 考
15分	開 会 式 *勤 行 *挨 拶	趣旨説明含
60分	問題提起	講師
35分	話し合い（班別討議）	座長・記録
5分	休憩	
30分	全体討議 *話し合い報告 *全体討議 *ま と め	討議司会 講師
5分	閉 会 式 *挨 拶	

※参加人数により内容を変更することも可能です。

8. 助 成 金

研修課題①～④いずれかの内容を行った研修に対し、助成金を交付します。

(1) 研修会終了の組へ1回に限り助成金を交付します。

(2) 組・沖縄県宗務特別区開催に対して、宗派より5千円・教区より3万円を助成します。

9. 開催後の事務手続き・報告書の提出について

(1) 組における事務

※原則として開催日の1ヶ月以内に教務所・特区事務所へ「報告書(様式③)」を提出ください。

※特に3月開催分については、開催後、直ちに教区へ提出ください。

※研修会のレジュメ等提供可能な資料教材がある場合は提出ください。

※報告書は、また報告書内の「研修をふりかえって」には、各組内よりの研修を受けて、人権・差別に関する意見・感想を詳細に記入してください。

<注意事項>

※開催日より3ヶ月を超えて交付申請のあった場合は、交付されない。

10. 研 修 資 料

- (1) 「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子
- (2) 「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」
- (3) 新「差別事件 糾明のための方途」（冊子）
- (4) 身元調査拒否リーフレット（寺族向け・門信徒向け）
- (5) 啓発リーフレット「災害と人権」
- (6) 教区で独自に選定・作成した資料
- (7) 2015年宗報11・12合併号（第1連区布教使研修会における差別発言問題概要）
- (8) 2016年宗報3月号、6月号、9月号、11・12月号、2017年2月号
（研修課題③にかかる参考資料）

11. 添 付 書 類

- (1) 「研修会報告書」〈様式③〉
 - (2) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣申請書」〈様式④〉
 - (3) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣報告書」〈様式⑤〉
 - (4) 重点プロジェクト推進室の「研修会講師派遣等にかかる対応」〈別様式〉
- ※上記(2)(3)は同和教育振興会宛提出

以 上

《様式③》

() 組「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)」人権啓発推進僧侶研修会報告書

組 名	組 (ケ寺)		会 場	
開催期日	月 日 (曜日)		参加寺院数	ケ寺
開催時間	時間 分 (: ~ :)		参加者内訳	男性 ()名
研修課題	☐ ①過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について	僧侶 ()名		女性 ()名
	☐ ②教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について			住職 ()名
	☐ ③教団における差別問題について			
	☐ ④災害時における人権侵害等について			
研修講題				衆徒 ()名
講師(役職)	()		その他 ()名	男性()名・女性()名
研修形式	☐ 講義(問題提起)と班別話し合い法座・まとめ ☐ 講義と全体話し合い(質疑応答含む) ☐ その他 ()			
研修内容について、事前打合せをしましたか？			☐ 打合せをした ☐ 特にしていない	

※□欄にチェックしてください。

研 修 日 程			
時 間	日 程	時 間	日 程
:		:	
:		:	
:		:	
:		:	

資 料 教 材	※使用された資料教材があればご記入ください。(教区や組独自で作成したものを含む)

◆開催後1ヶ月以内に教区へご提出ください。

◆開催後3ヶ月を超えて交付申請のあった場合は、助成金が交付されませんので、予め、ご了承ください。

◆提供できる資料教材があれば、添付してください。

(裏 面 へ)

研修内容の概略（箇条書きでご記入ください。）

研修をふりかえって（意見・今後の課題・特記事項など）

上記の通り報告いたします。

月 日

組 組 長

印

《様式④》

兵庫教区 『御同朋の社会をめざす運動推進〔僧侶・寺族部門／一般部門〕同朋講座』

事前開催報告書【FAX送信用】

組 名	組 (ケ寺)	会 場	
開催期日	月 日 (曜日)	資料請求部数	部
開催時間	時間 分 (: ~ :)		
研修テーマ		講 師	教区より派遣
研修形式	☐ 講義(問題提起)と班別話し合い法座・まとめ ☐ 講義と全体話し合い(質疑応答含む) ☐ その他 ()		
※□欄にチェックしてください。			
資 料 教 材 (使用される教材があればお知らせください。)			
備考欄			
上記の通り報告いたします。 _____ 組長			

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)
研修会講師派遣等にかかる対応について(実施要項)

1. 目 的 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の推進にあたり、連区、教区(特区)並びに組等における「実践運動」及び「重点プロジェクト」に関する研修会への講師派遣等について対応するもの
2. 期 間 2015(平成 27)年度～2017(平成 29)年度
3. 対 象 連区、教区(特区)、並びに組等が主催する研修会等(教化団体含む)
4. 対 応 内 容 (1)伝道本部各室部長及び総合研究所研究員等、宗務所員を講師として派遣(宗務所員で対応可能な内容については、可能な限り調整するが、宗務の都合等により要請に応じられない場合もある)
(2)宗務所員以外の宗派内講師の紹介、調整
(3)宗派外講師の紹介、調整
5. 経 費 負 担 上記(1)の場合
派遣にかかる交通費・宿泊費・日当は、宗派が負担するものとし、主催者からの謝礼は辞退する
上記(2)・(3)の場合
招請にかかる経費は、主催者側が負担
6. 事 務 手 続 【組が主催の場合は①から、連区、教区(特区)の場合は②から】
①当該教区教務所(特区事務所)へ連絡
②教務所(特区事務所)より重点プロジェクト推進室へ連絡
③推進室において調整のうえ、結果を教務所(特区事務所)へ連絡
＜上記(1)の場合＞
④教務所長(特区事務所長)名にて総局宛申請書を推進室へ提出
＜上記(2)・(3)の場合＞
④詳細について、主催者側から講師へ連絡
7. 申 請 期 限 原則として、開催日の1ヵ月前までに申請を行うものとする
8. 申請様式例 別紙様式参照 ※上記(1)の場合
9. 備 考 宗務の都合等により要請に応じられない場合もあるので、派遣希望日を複数設定ください

以 上

(平成)年 月 日

総 局 御 中

〇〇教区教務所長

〇 〇 〇 〇

講師派遣について（申請）

標記のことについて、下記の通り申請いたします。

記

1. 申請理由 今般、 _____ を
開催するにあたり講師を派遣願いたく

2. 日 時 (平成)年 月 日 ()
時 分 ～ 時 分

3. 会 場 <会場名>
<住 所>

<TEL>

4. 日 程 別紙添付

5. 対象及び
参加者数

6. 講義内容

7. 備 考

以 上

(重点プロジェクト推進室)

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)

人権啓発推進僧侶研修会講師派遣ご案内

日頃より、当同和教育振興会の運営にご尽力を頂いておりますこと、厚く御礼申しあげます。

さてご周知の通り、当一般財団法人同和教育振興会は、親鸞聖人の平等の精神に基づいて、部落差別の解決に寄与することを目的としており、特に宗教と部落差別に関する研究調査・啓発活動を行う団体です。

また研究調査・啓発活動のほか、講師団を結成し、同朋運動出前講座(別途要項有)などの講師派遣の事業も行っております。

2017年度、宗派と提携し、下記内容にて講師派遣の事業を行うことになりましたので、ご案内いたします。内容をご覧頂き、ぜひご利用ください。

一般財団法人同和教育振興会

記

<講師派遣内容>

研修課題

- (1) 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について
- (2) 教団における差別問題について
(第1連区布教使研修会差別発言問題等にかかる研修)

<派遣費用>

- 会場までの交通費については当会にて負担
- 講師謝礼・宿泊費(交通機関の当の都合上、研修会日程上宿泊費が必要な場合)については主催者側負担
- ※原則、当日出発・当日帰着可能な講師を選任いたします

<派遣先>

- 教区・組に出講いたします。僧侶研修会にご利用ください。
なお原則、各箇所、年度内1回のご依頼とさせていただきます。

お申し込み方法

社会部人権問題担当へご連絡ください。ご連絡後、折り返し当会よりご連絡させて頂き、申請書を教区を通して、提出頂いてお申し込みとさせていただきます。(FAX可)

お申し込み後、当会にて当会の関係者の中より講師をご紹介しますまいります。

講師の指定はできかねますので、ご了承ください。

講師決定後、ご担当者様にご連絡いたします。ご担当者から講師に直接ご連絡頂き、内容・日程の確認をお願いいたします。研修会終了後、別途報告書にご記入いただき、当会にご返送くださいますようお願いいたします。

- 予算の都合上、予算に達するご依頼を頂いた時点でお申し込みを締め切らせて頂きますことをご了承ください。
- 急な日程の場合等で講師をご紹介します場合、また遠方からの紹介となります場合がございます。

研修会開催2か月前までにはお申し込みくださいますようお願いいたします。

- なお事情により、研修会が中止・変更となる場合、至急講師、また当会へのご連絡をお願いいたします。

〒600-8229 京都市下京区油小路通七条上る米屋町167番地
本願寺同朋センター内 TEL075-343-5047 FAX 075-342-2793
e-mail aat67780@par.odn.ne.jp

《様式④》

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)
人権啓発推進僧侶研修会講師派遣申請書

- 研修課題
- 開催日時（候補日があれば、数日お聞かせください）
- 開催場所
- 研修会名
- 対象者
- 参加人数（概算）

フリガナ
申込み団体(教区 組)

代表者名前 印

連絡先(〒)
住所)

ご担当者様名)
電話番号) FAX番号)
E-mail

年 月 日申込み

以上、講師派遣の申込みをいたします。

教務所確認 (個人印)	印 (可)
----------------	----------

《様式⑤》

<主催者用>

提出日	年	月	日
-----	---	---	---

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)人権啓発推進僧侶研修会 講師派遣報告書

名 前

開催日		会場名	
時 間		教 区	
出席者	参加者 名 (内訳)		
研修課題			
日 程			
所 感			
< 特記事項 >			

※(一財)同和教育振興会宛提出

兵庫教区

『御同朋の社会をめざす運動推進』一般部門 同朋講座 開催要項

1. 目的. 門信徒一人ひとりが、自らが差別の現実に向き合い差別をなくしていく取り組みに参画し御同朋の社会をめざすことを目的とする。
2. 名称 ()組「御同朋の社会をめざす運動推進 一般部門 同朋講座」
3. 主催. 教区及び実践運動組委員会とするが、実施については開催組担当とする。
4. 課題.
 - ①「兵庫教区 同朋講座における差別発言事件」並びに「兵庫教区内より発信された連続差別投書事件」からの学びについて
※「教区内より発信された連続差別投書事件」で記載のあった差別内容
●部落差別 ●人種差別 ●民族差別 ●障がい者差別 ●ハンセン病差別
●その他
 - ②過去帳・糾明のための方途学習会冊子を使用し、実践運動の具体的な取組みとして、差別にどう向き合っていくのか研修する。
(例：寺院活動と個人情報保護・マイナンバー制度等)
 - ③「2012（平成24）・2013（平成25）年度第1連区布教使研修会差別発言問題等」を通して、差別についての学びを深め、教団と僧侶の課題を明らかにする。
 - ④人権や差別の現実に向き合い、今まで取り組んできた同朋講座の成果と課題をもととして、実践運動を展開するための研修とする。
 - ⑤宗門の重点プロジェクトの取り組みの一つとして策定した「災害時における人権侵害等についての基本構想」に基づく研修とする。
5. 開催. 組における取り組み
 - 研修会スタッフを構成し、組における研修課題を協議し内容を決定する
 - 講演方式ではなく、「話し合法座」を中心とするものであることを徹底する
 - 参加者への周知に留意し宗派並びに教区作成の教材に基づき参加者への趣旨徹底を図る
6. 対象. 門徒総代、仏婦・仏壮・門推などの教化団体会員、門信徒等を対象とする。
7. 講師. 各組組長が推薦し教務所長が委嘱した講師団から選定する。但し、推薦された講師は事前に『教区研修講師研修会』を受けたもので、組からの依頼により講師名簿から教務所が研修テーマにあった講師を派遣もしくは、教務所長が認めたものとする。
8. 教材.
 - 「過去帳取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会冊子

○過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の扱い基準について」

○新「差別事件 糾明のための方途」（冊子）

○身元調査拒否リーフレット

○啓発リーフレット「災害と人権」

○教区で独自に選定・作成した資料

○2015年宗報11・12合併号（第1連区布教使研修会における差別発言問題概要）

○2016年宗報3月号（浄土真宗本願寺派・本願寺職員人権研修会概要）

（分け隔てられず、共に生きられる社会のために一障害者差別解消法と私たち）

○その他必要と思われる資料

9. 報告書. 教務所長に提出する。◇開催報告書（事前【1ヶ月前】・事後）・参加者名簿（組長）
◇出講報告書（講師）

10. プログラム. 時間配分は原則として次の通りとする。

※『ふりかえりの時間』研修会を通じて、気付いたこと、感じたこと良かったなどことや反省点など、研修会全体をふりかえる時間を持つようにしてください。

※一般部門では参加者が多数のため、話し合い法座が会場等の関係で困難な場合、全体協議会で、十分な時間をとるなどの配慮をお願いいたします。

時間配分	プログラム	配役
15分	開会式 開式の言葉 勤行 組長挨拶	司会者 会所住職 組長
60分	問題提起	講師
40分	話し合い(班別討議)	座長・記録
5分	休憩	
30分	話し合い報告 全体協議 ふりかえりの時間 まとめ	討議司会 講師
10分	閉会式	

11. 開催助成金. 報告書に基づき教区より3万円を助成する。

以 上

《様式③》

() 組「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)」推進研修会 報告書
【実践目標：御同朋の社会の実現 一般部門 同朋講座】

組 名	組 (ケ寺)	会 場		
開 催 期 日	月 日 (曜日)	参加寺院数		ケ寺
開 催 時 間	時間 分 (: ~ :)	参加者内訳	門信徒 () 名	男性 () 名、女性 () 名
研修テーマ			参加者名簿を添付してください【別紙添付】	
講 師 (役職)	()		僧侶 () 名	男性 () 名、女性 () 名
案 内 方 法	☐ 門信徒個人宛 ☐ 寺院宛 ☐ その他 ()			
研 修 形 式	☐ 講義(問題提起)と班別話し合い法座・まとめ ☐ 講義と全体話し合い(質疑応答含む) ☐ その他 ()			
「一般部門同朋講座」について、研修会にて組主催者(組長、副組長、教区委員会委員等)で趣旨確認をしましたか？		☐ 趣旨確認をした ☐ 特にしていない		
研修内容について組主催者で事前打合せをしましたか？		☐ 打合せをした ☐ 特にしていない		
※ ☐ 欄にチェックしてください。				
研 修 日 程				
時 間	日 程	時 間	日 程	
:		:		
:		:		
:		:		
:		:		
資 料 教 材 ※使用された資料教材があればご記入ください。(教区や組独自で作成したものを含む)				
◆一部提供できる資料教材があれば、添付してください。				(裏 面 へ)

研修内容の概略（箇条書きでご記入ください。）

研修をふりかえって（意見・今後の課題・特記事項など）

上記の通り報告いたします。

組 長 _____ 印

組 御同朋の社会をめざす運動推進研修会参加者名簿

【僧侶・寺族部門】・【一般部門】

No.	所属寺	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

連研開催報告書

[illegible]

連研実施内容報告書

教 区		組 名	寺号・ブロック名	期 数
回数	開 催 日	会 場	テ ー マ (内容)	講 師 名
1	月 日 ()			
2	月 日 ()			
3	月 日 ()			
4	月 日 ()			
5	月 日 ()			
6	月 日 ()			
7	月 日 ()			
8	月 日 ()			
9	月 日 ()			
10	月 日 ()			
11	月 日 ()			
12	月 日 ()			
	月 日 ()			
備考				

平成 年 月 日

兵庫教区教務所長
杉本 正信 様

組 組 長 印

連研担当者

平成 年度組連研助成金交付申請

標記について、下記の通り申請いたします。

記

1、助成金申請金額 金100,000円也

2、実施報告(平成28年度)

回数	開催期日	テ ー マ (内 容)
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	

3、添付書類 【前期】連研受講者名簿(別紙)、【後期】連研修了者名簿(別紙)

以 上

組における子ども・若者ご縁づくり キッズサンガ 開催要項

1. 目 的 ご縁のある大人が、すべての子ども・若者と接点を持ち、共に阿弥陀さまのご縁に遇い、全世代が「お寺を居場所」とするために、手を合わせお念仏喜ぶ人生を歩むための取り組みとして、「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」を各組において積極的に推進することを目的とする。
2. スローガン 手を合わせ お念仏喜ぶ 人生を！
3. 内 容 阿弥陀さまのご縁づくりができる内容とする。
4. 名 称 「〇〇組子ども・若者ご縁づくり」または「〇〇組キッズサンガ」の語句を入れた名称にする。
5. 主 催 組を中心として実施されるように努め、組長・組サポーターや教化団体と連携して開催されることが望ましい。
6. 参加対象 組内及び地域の子ども・大人
7. 報 告 書 開催後、1ヶ月以内に組長を通して報告書を提出する。
8. 開催助成金 報告書に基づき1ヶ年度につき3万円を助成する。

以 上

組子ども・若者ご縁づくり(キッズサンガ) 開催報告書

参加寺院数	ヶ寺	参加者内訳	子ども	名
開催期日	月 日() 時から		大人	名
	月 日() 時まで		スタッフ	名
会場			合計	名
行事名称		サブテーマ		

開催内容・日程（案内チラシやパンフレット、写真があれば添付してください。）

開催後の所感	参加者の様子
<組長所感>	

上記の通り報告いたします。 平成 年 月 日

組組長

印

※開催後、一カ月以内に教務所までご提出ください。

《 》組門徒総代会研修会報告書

標記の件、下記の通り研修会を開催いたしましたので、報告並びに助成金申請いたします。

年 月 日 組 組長 ⑩

総代代表 ⑩

研修会名		期 日	年 月 日 ()
会 場		参加者数	総代 名、住職・他 名
講 師		資 料	別 紙 添 付
講義内容			
問題点 課 題			
所 感			

※開催1ヶ月以内に教務所宛ご報告ください

兵庫教区「組布教大会」開催要項

1. 趣 旨 浄土真宗のみ教えを実践運動をふまえて、組内の門信徒にひろく宣布するため、組主催の布教大会を開催する。
2. 大 会 名 ○○○組布教大会
3. 主 催 兵庫教区各組
4. 会 所 組内寺院（または、礼拝設備のある施設）
5. 出 講 者 組で選定された布教使
※出講者の内 1 名は兵庫教区布教団員を含む
6. 報 告 書 開催 1 ヶ月以内に、教区布教団事務局あて開催報告書を提出する。
7. 助 成 金 開催報告書提出に基づき、教区布教団から 1 組につき、2 万円を交付する。（年度 1 回限り）

以 上

年 月 日

兵庫教区布教団長殿

組組長

印

組 布 教 大 会 報 告 書

下記の通り、報告いたします。

記

開催期日		会 所	
出講者名			
参拝者数	____名 男性()名、女性()名	組内僧侶 出 席 者	
日 程			
経 費			
組長意見			

※開催後1ヶ月以内に教務所宛てご報告ください

2017（平成 29）年度「組青年布教使布教大会」開催要項

1. 趣 旨 浄土真宗のみ教えをひろく宣布し、次代を担う人材の育成に資するため、教区内各組において青年布教使（45 歳未満・布教使任用 5 年未満）を中心とした布教大会を開催する。
2. 大 会 名 ○○○組青年布教使布教大会
3. 主 催 開催組ならびに教区布教団
4. 会 所 組内寺院（または、礼拝設備のある施設）
5. 出 講 者 教区布教団より派遣の青年布教使（45 歳未満・任用 5 年未満）2 名と引率布教使 1 名。
6. 基本日程 13：00～13：20 開会式（勤行、組長挨拶）
13：20～14：00 布教 1（青年布教使 40 分）
14：00～14：10 休 憩（10 分）
14：10～14：50 布教 2（青年布教使 40 分）
14：50～15：00 休 憩（10 分）
15：00～15：40 布教 3（引率布教使 40 分）
15：40～16：00 閉会式（組担当者挨拶、恩徳讃斉唱）
7. 開催回数 年度 4 組まで
※1 組につき年度 1 回までの開催とします。
8. 開催期間 2017（平成 29）年 6 月 1 日～2018（平成 30）年 2 月末日
※出講依頼の関係上、必ず開催 2 カ月以上前に申してください。
※期間内に開催ください。
9. 申込方法 所定の「開催申込書」にて組長を通じ教務所までお申し込みください。
※開催定数（4 組）に達し次第受付を締め切ります。（先着順に受付）
※申込み多数の場合、布教団長・副団長協議の上開催組を決定致します。
10. 留意事項 大会の運営（調声・司会進行など）は組担当者にて行ってください。
別院法要期間・彼岸期間・盆期間・年末年始の開催はご遠慮ください。
事務局出向並びに出講者依頼の関係上、開催日の調整をお願いする場合があります。
11. そ の 他 出講者への御礼は布教団にて負担いたします。
大会当日、組へ 1 万円の助成金をお渡し致します。
12. 問合せ先 兵庫教区教務所 〒650-0011 神戸市中央区下山手通 8-1-1
TEL:078-341-5949 FAX：078-341-8526

以 上

(平成) 年 月 日

兵庫教区布教団長殿

(組 長) 組 ⑩

組青年布教使布教大会開催申込について (申請)

今般、標記大会について下記の通り開催の申込をいたします。

記

開催希望日	(平成) 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
会 場	会 場 名	
	住 所	〒 -
	電話番号	Tel
担当者連絡先	住 所	〒 -
	電話番号	Tel 携帯 ()
日 程		
備 考		教務所収状印

※開催2か月前に兵庫教区教務所宛てお申込みください。

以 上

「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則

〔平成24年2月10日〕
宗 則 第 1 4 号

改正 平成26—宗則 7
平成27—宗則 6
平成27—宗則 11

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 重点プロジェクト（第3条・第4条）
- 第3章 実践運動の推進体制（第5条）
 - 第1節 中央委員会（第6条—第11条）
 - 第2節 教区委員会（第12条—第16条）
 - 第3節 組委員会（第17条・第18条）
- 第4章 連区の実践運動（第19条・第20条）
- 第5章 補則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この宗則は、宗制に掲げる基本理念を体し、あらゆる人々が自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する活動を、宗門全体のものとすることを理念として推進し、その成果を挙げるため、これに必要な推進体制を整備することを目的とする。
（「御同朋の社会をめざす運動」の推進）

第2条 前条の規定による活動を「御同朋の社会をめざす運動」（以下「実践運動」という。）という。

- 2 総局は、基幹運動推進委員会設置規程（平成14年宗則第14号）による基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）推進の成果を踏まえ、宗務部門組織規程（平成24年宗則第12号。以下「組織規程」という。）第2条の規定に基づき、実践運動の推進をすべての宗務の基本理念とし、その総合基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するとともに、各宗務部門をして、これを強力に推進するものとする。
- 3 実践運動は、総局を中心とする中央、地方の一貫した体制のもと、宗門を構成するすべての者が参画し、かつ実践する運動として推進されなければならない。

第2章 重点プロジェクト

（重点プロジェクトの策定）

第3条 総局は、基本理念に基づく宗務の具体的な実践目標を定め、これを「重点プロジェクト」として、計画的かつ強力に推進するものとする。

2 重点プロジェクトは、宗門内外の現状や歴史認識、人々の意識、信仰形態などの調査、分析及び議論に基づいて、総局が策定する。

3 総局は、前項の規定による重点プロジェクトの策定にあたり、各宗務部門その他関係機関に、必要な調査研究を指示するとともに、広く意見聴取を行うものとする。

(重点プロジェクトの推進)

第4条 総局は、重点プロジェクトの達成目標とその期限などを定め、実践運動として実効性ある推進を図るため、宗門関係者に周知するなど必要な措置を講じるものとする。

第3章 実践運動の推進体制

(設置)

第5条 第2条の規定により、総局のもとに、中央には「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）を、教区には「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会（以下「教区委員会」という。）を、組には「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）を、それぞれ設ける。

2 前項のほか、沖縄県宗務特別区（以下「沖縄特区」という。）に、「御同朋の社会をめざす運動」沖縄特区委員会（以下「沖縄委員会」という。）を設ける。

3 前2項のほか、開教区及び開教地に、それぞれ「御同朋の社会をめざす運動」委員会（以下「開教地区委員会」という。）を設けることができる。

第1節 中央委員会

(所掌事項)

第6条 中央委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

一 実践運動の総合計画及び年度ごとの重点プロジェクト推進計画（以下「推進計画」という。）について協議すること。

二 実践運動の成果を点検、総括すること。

三 各宗務機関、宗門関係団体及び教区委員会（以下この宗則においては「沖縄委員会」を含む。）等からの意見具申及び一般社会の諸課題について協議すること。

四 総合計画及び推進計画に関連して、総局が指示した事項について協議すること。

五 教区委員会及び組委員会の実践運動の推進状況について協議すること。

六 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第7条 中央委員会は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、宗務機関、宗門関係団体及び教区委員会を代表する者について、総長が委嘱

する。

- 3 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して3期以上再任されることはできない。
- 4 委員は、総局の総合計画、推進計画及びその達成率に関する指示、評価を、所属する機関、団体及び各教区委員会に周知するとともに、実践運動及び重点プロジェクトの推進に当る。

(委員長及び副委員長)

第8条 中央委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置き、委員のうちから総長が指名する。

- 2 委員長は、中央委員会の議事を主宰し、会務を統理する。
- 3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した副委員長が、その職務を代行する。

(常任委員会)

第9条 中央委員会に、常任委員会を置く。

- 2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから総長が指名する10人以上15人以内の常任委員で組織する。
- 3 常任委員会は、中央委員会が委任した事項その他必要な事項について、調査、審議する。

(招集)

第10条 中央委員会及び常任委員会は、総長が招集する。

(意見の聴取など)

- 第11条 中央委員会及び常任委員会に、必要に応じて、専門的知識を有する者、学識経験のある者その他の関係者を招致し、意見を聴取することができる。
- 2 開教地区委員会の代表者は、総長の承認を得て、中央委員会に出席し、意見を述べることができる。

第2節 教区委員会

(所掌事項)

第12条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 教区（以下この宗則においては「沖縄特区」を含む。）における総合計画及び推進計画について協議すること。
- 二 教区における総合計画及び推進計画を実践し、その成果を点検・総括すること。
- 三 実践運動に関して総局が決定した事項を推進実施すること。

四 組委員会その他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議すること。

五 実践運動の推進について、中央委員会に意見具申すること。

六 組委員会との連絡調整及び指導に関すること。

七 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第13条 教区委員会は、委員若干人で組織し、教務所長の進達によって、総長が委嘱する。

2 第7条第3項の規定は、教区委員会の委員の任期について準用する。この場合において、当該教区にやむを得ない事情があるときは、委員の任期の制限に関する規定にかかわらず、教務所長の進達により、総長の承認を得て、措置することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第14条 教区委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 委員長は、教務所長又は委員の互選した者について、総長が委嘱し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦する者及び委員の互選した者について、総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(区令の制定)

第15条 前3条に定めるほか、教区委員会の組織、運営その他必要な事項については、第7条第2項の規定による中央委員会の組織基準に準じ、それぞれの教区の特殊性及び実情に応じて、必要な事項を区令で定めるものとする。

(事務担当)

第16条 教区委員会の事務は、当該教区の教務所で担当処理する。

第3節 組委員会

(組委員会)

第17条 組委員会は、教区委員会と密接に連携し、組における実践運動の推進と必要な協議を行い、実動するものとする。

(準用規定)

第18条 前節の規定中、所掌事項及び組織に関する事項（但し、委員が継続して再任されることができる期数の制限に関する規定を除く。）については、組委員会について準用する。

第4章 連区の実践運動

(連区の実践運動)

第19条 総局は、実践運動を地域の特性に応じて効果的に推進し、広くその展開を図るため、連区を単位とする実践運動の推進に必要な措置を講じることができる。

(各教区委員会の連携及び協力)

第20条 前条の規定により、教区委員会は、実践運動の推進実施にあたり、同一連区内の教区委員会と相互に連絡提携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営されるものとする。

第5章 補則

(所管部門)

第21条 実践運動の推進に関する事項は、重点プロジェクト推進室が所管する。

(宗達への委任)

第22条 この宗則の施行について必要な事項は、宗達で定める。

附 則

- 1 この宗則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 基幹運動推進委員会設置規程(平成14年宗則第14号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
- 3 この宗則施行の際現に廃止される旧規程に基づく基幹運動(門信徒会運動・同朋運動)推進体制のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果等については、すべてこの宗則による「御同朋の社会をめざす運動」の推進体制又は組織規程に基づく経常部門で、これを引き継ぐものとする。
- 4 総局は、この宗則に基づく所掌事項の事務引継、宗達及び区令の制定、「御同朋の社会をめざす運動」の推進体制の組織その他の経過措置については、この宗則施行の日にかかわらず、あらかじめ必要な準備措置を行うことができる。

附 則(平成26・3・21-宗則7号)

この宗則は、発布の日から施行する。

附 則(平成27・3・24-宗則6号)

この宗則は、発布の日から施行する。

附 則(平成27・11・10-宗則11号)

この宗則は、発布の日から施行する。

「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例

〔平成24年3月7日〕
宗 達 第 1 号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 中央委員会（第2条・第3条）
- 第3章 教区委員会（第4条—第7条）
- 第4章 組委員会（第8条・第9条）
- 第5章 連区の実践運動（第10条—第12条）
- 第6章 補則（第13条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則（平成24年宗則第14号。以下「宗則」という。）の施行について必要な事項は、この宗達の定めるところによる。

第2章 中央委員会

（職務）

第2条 宗則第3章第1節の規定による「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）は、同宗則第6条の所掌事項について協議し、実践運動を推進するものとする。

（組織基準）

第3条 宗則第7条第2項の規定による中央委員会委員の組織基準については、概ね次の各号に定めるところによる。

一 宗務機関を代表する者

- イ 本山の執行長が本山寺務所員のうちから指名する者
- ロ 直轄寺院の宗務長が当該直轄寺院の職員のうちから指名する者
- ハ 総長がすべての直属寺院の輪番及び主管のうちから指名する者
- ニ 総長が全教区及び沖縄県宗務特別区（以下「沖縄特区」という。）の教務所長及び沖縄県宗務事務所長のうちから指名する者
- ホ 総長が教区会議長のうちから指名する者
- ヘ 総長が組長のうちから指名する者

二 宗門関係団体を代表する者

- イ 総長が学事規程（平成24年宗則第10号）に基づく龍谷総合学園の関係者のうちから指名する者
- ロ 総長が所属団体規程（昭和22年宗則第22号）その他の諸規則に基づく所属団体、社会事業団体、連盟体及び会議体の関係者のうちから指名する者

三 教区委員会を代表する者

イ 「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会（以下「教区委員会」という。）において、それぞれ選出された者

ロ 「御同朋の社会をめざす運動」沖縄特区委員会（以下「特区委員会」という。）において選出された者

2 総長は、実践運動の理念を踏まえ、全員参画の運動の実現を図るため、中央委員会委員の組織構成については、特に配慮しなければならない。

第3章 教区委員会

（教区委員会の職務）

第4条 宗則第3章第2節の教区委員会は、同宗則第12条の所掌事項について協議し、教区における実践運動を推進するものとする。

2 教区委員会の名称は、「『御同朋の社会をめざす運動』〇〇教区委員会」とする。

（区令の制定）

第5条 教区委員会は、概ね次の各号に掲げる事項を区令で定めるものとする。

一 委員の資格、選任方法及び定数に関すること。この場合において、委員の資格については、中央委員会委員に準じて定めることを例とする。

二 委員長及び副委員長に関すること。

三 常任委員会を設置する場合には、その旨を規定すること。

四 運営経費及び運営方法に関すること。

五 前各号のほか、必要なこと。

2 前項の区令は、あらかじめ所務部〈法制・訟務・契約事務担当〉の事前審査を経て、総局の承認を得なければならない。

（委員長代行の指名）

第6条 委員長は、宗則第14条第3項の規定による副委員長のうちから1人を、あらかじめ委員長代行として指名することができる。

（特区委員会）

第7条 第4条から前条までの規定は、特区委員会について、準用する。

第4章 組委員会

（組委員会）

第8条 宗則第3章第3節の「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）は、教区委員会と密接に連携し、組における実践運動の推進と必要な協議を行い、実動するものとする。

（組織・運営基準）

第9条 組委員会の組織、運営その他必要な事項については、当該教区の教区委員会に関する区令に準じ、組会の議決を経てこれを定めるものとする。この場合において、組委員会の委員長及び副委員長の委嘱については、教務所長がこれを行うものとする。

2 教務所長は、当該教区の教区委員会及び関係機関との協議を経て、組委員会の統一的な組織基準を作成することができる。

3 前項の組織基準を作成した場合においては、教務所長は、総局に届出るものとする。

第5章 連区の実践運動

(連区協議会)

第10条 宗則第4章の規定により、連区における連絡提携及び情報交換、共有などを図り、実践運動を効果的に推進するため、各連区に協議会（以下「連区協議会」という。）を設ける。

(組織)

第11条 連区協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、連区の編成に関する条例（平成15年宗達第8号）第3条の規定による連区長をもって充て、連区協議会を主宰し、会務を統理する。

3 委員は、連区内の教区委員会委員長及び副委員長をもって充て、必要な事項について協議する。この場合において、教務所長が教区委員会委員長でないときは、教務所長は委員となることができる。

4 会長は、連区協議会を設置し、又は招集したときは、その組織及び協議結果について、総局に報告しなければならない。

(事務局)

第12条 連区協議会に事務局を置き、会長たる教務所長の教務所に置き、その事務を担当処理する。

第6章 補則

(補則)

第13条 この宗達に規定するもののほか、実践運動の推進及びその推進体制について必要な事項は、総長が中央委員会に諮って決める。

附 則

1 この宗達は、平成24年4月1日から施行する。

2 基幹運動推進委員会設置規程施行条例（平成15年宗達第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3 この宗達施行の際現に廃止される旧条例に基づく教区、沖縄特区及び組の基幹運動推進体制のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果については、この宗達による教区委員会、特区委員会及び組委員会が引き継ぐものとする。

4 本則第3章の規定にかかわらず、教務所長は、教区委員会の組織運営等に関する区令を制定するまでの間、あらかじめ必要な措置を講じることができるものとし、組委員会についても、また同様とする。

「御同朋の社会をめざす運動」兵庫教区委員会設置規則

(趣旨)

第1条 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則（平成24年宗則第14号）及び「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例（平成24年宗達第1号）に基づき、兵庫教区における「御同朋の社会をめざす運動」（以下「実践運動」という。）を推進するために必要な事項は、この区令の定めるところによる。

(設置)

第2条 兵庫教区における実践運動を推進するため、「御同朋の社会をめざす運動」兵庫教区委員会（以下「教区委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 教区における実践運動の総合基本計画（以下「総合計画」という。）及び重点プロジェクト推進計画（以下「推進計画」という。）について協議すること。
- 二 教区における総合計画及び推進計画を実践し、その成果を点検・総括すること。
- 三 実践運動に関して総局が決定した事項を推進実施すること。
- 四 「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）その他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議すること。
- 五 実践運動の推進について、「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）に意見具申すること。
- 六 組委員会との連絡調整及び指導に関すること。
- 七 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第4条 教区委員会は、委員50人以内で組織する。

- 2 委員は、教区内の宗務機関、関係団体及び組委員会を代表する者について、教務所長の進達によって、総長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して3期以上再任されることはできない。
- 4 教務所長は、教区委員会の組織に当っては、実践運動の理念に基づく全員参加の運動を実現するため、その委員構成に配慮するものとする。

第4条の2 前条の3項但書の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教務所長の進達により総長の承認を得て、委員の再任について措置することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 教区委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長は、教務所長又は委員の互選した者をもって充て、会務を統理する。
- 3 副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦する者及び委員の互選した者について、総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長のうち1人を委員長代行に指名することができる。

(常任委員会)

第6条 教区委員会に、必要により、常任委員会を置くことができる。

- 2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから教務所長が指名する6人以上10人以内の常任委員で組織する。
- 3 常任委員会は、教区委員会が委任した事項その他必要な事項について、調査、審議する。

(招集)

第7条 教区委員会及び常任委員会は、教務所長が招集する。

(連区の実践運動)

第8条 教区委員会は、実践運動の推進に当り、同一連区内の教区委員会と相互に連携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営するものとする。

(経費)

第9条 教区委員会の運営に必要な経費は、宗派の助成金、教区費その他の収入をもって充て、毎年度教区予算に計上しなければならない。

(補則)

第10条 この区令の施行について必要な事項は、教務所長が教区委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この区令は、平成24年4月1日から施行する。

(従前の区令の廃止)

- 2 兵庫教区基幹運動推進委員会設置規則（平成15年区令第1号。以下「旧区令」という。）は、廃止する。

(成果等の引継)

- 3 この区令施行の際現に廃止される旧区令に基づく兵庫教区基幹運動推進委員会のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果については、この区令による教区委員会が、これを引き継ぐものとする
- 4 この区令は、教区会の議決を得た日（平成28年3月14日）

兵庫教区子ども・若者ご縁づくり推進委員会設置規約

(設置)

第1条 キッズサンガの理念を基盤とした発展的施策を検討するとともに、子ども・若者を対象とした教化にかかる具体的方策を図るため、兵庫教区子ども・若者ご縁づくり推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 子ども・若者ご縁づくりの展開にかかる推進方途の策定に関すること。
- 二 子ども・若者ご縁づくりにかかる調査、研究及び情報発信に関すること。
- 三 教区子ども・若者ご縁づくり連絡協議会の方向性の検討及び運営に関すること。
- 四 教区内の各組・各寺院の取り組み支援並びにサポーターの研修及び支援に関すること。
- 五 前各号のほか、必要なこと。

(教区マネージャー)

第3条 教区に、「ご縁づくり」活動の推進に当るため、教区マネージャー若干人を置く。

- 2 教区マネージャーは、専門的知識を有する者のうちから、教務所長が委嘱する。
- 3 教区マネージャーの任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 教務所長は教区マネージャーを委嘱したときは、速やかに総局に報告しなければならない。

(サポーター)

第4条 各組に、「ご縁づくり」活動の推進に当るため、サポーター若干人を置く。

- 2 サポーターは、組内の僧侶・寺族もしくは門信徒のうちから、組長の推薦をもって選出する。
- 3 サポーターの任期は、4年とし再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員若干人で組織する。

- 一 教務所長
- 二 教区マネージャー
- 三 青年教化指導員 若干人

四 「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会委員 若干人

五 教化団体関係者 若干人

六 学識経験者 若干人

2 前項第3号から第6号までの委員は、教務所長が委嘱する

3 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長・副委員長は、委員の中から教務所長が指名し、委員会を代表し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(部会)

第7条 委員会に、その所掌事項を分担処理するため、部会を置くことができる。

2 部会の設置及び組織などについては、委員長が委員会に諮って決める。

(招集)

第8条 委員会は、教務所長が招集する。

(意見の聴取)

第9条 委員会及び部会は、必要に応じて、専門的知識を有する者、学識経験のある者その他の関係者を招致し、意見を聴取することができる。

(宗派子ども・若者ご縁づくり推進委員会への報告)

第10条 委員会が実施した事項について、宗派子ども・若者ご縁づくり推進委員会へ報告するものとする。

(経費)

第11条 委員会の運営に必要な経費は、教区会計をもって措置する。

(補則)

第12条 この規約の施行に必要な事項は、教務所長が委員会に諮って決める。

附 則

1 この規約は、平成28年6月8日から施行する。

2 教務所長は、前項の規約にかかわらず、あらかじめ必要な準備措置を講じることができるものとする。

兵庫教区 組長名簿

任期: 2016(平成28)年4月1日～2020(平成32)年3月31日

組番	組 名	所属寺	名 前	備 考
1	阪神東組	最光寺	杉本 照顕	
2	阪神南組	正光寺	波多 正文	
3	阪神西組	常宣寺	光森 常之	ブロック長
4	阪神北組	光圓寺	杉本 光俊	
5	神戸東組	正寿寺	棘 信勝	
6	神戸中組	西方寺	本川 英暁	ブロック長
7	神戸湊組	善照寺	建部 典夫	
8	神戸西組	順照寺	善本 秀樹	
9	北摂組	明楽寺	朝倉 信明	
10	神明組	満福寺	菊地 彰真	
11	淡路組	宣徳寺	藤榮 行信	組長会長
12	播磨東組	専應寺	藤井 晃正	
13	播磨中組	真樂寺	寺田 初義	
14	多可組	正福寺	寶池 龍祥	ブロック長
15	加古川組	普光寺	近藤 龍樹	
16	高砂組	西秀寺	暉峻 隆涉	
17	神崎組	西源寺	藤井 良信	
18	神姫組	専光寺	竹中 尚文	
19	姫路東組	明源寺	安野 秀海	
20	姫路南組	正福寺	清流 祐昭	

組番	組 名	所属寺	名 前	備 考
21	姫路中組	法性寺	池本 史朗	ブロック長
22	姫路西組	真光寺	寺谷 正信	
23	網干組	徳善寺	菅野 弘和	
24	揖龍東組	法心寺	山本 明乗	
25	揖龍西組	専龍寺	辻 清昭	
26	新宮組	浄教寺	藤朶 義文	ブロック長
27	赤穂南組	法光寺	聳城 順一	
28	赤穂北組	浄福寺	織田 良雲	
29	宍粟組	願壽寺	藤井 章乗	
30	佐用組	西教寺	岸井 春乗	
31	多紀組	金剛寺	北村 昌康	ブロック長
32	氷上東組	永證寺	藤原 正彦	
33	氷上西組	西往寺	広瀬 晃純	
34	朝来組	如来寺	森田 龍司	
35	養父組	西願寺	川本 通也	副会長 ブロック長
36	出石組	正福寺	山崎 澍朗	
37	城崎組	専念寺	山本 正行	
38	岡山南組	法親寺	吉田 信哉	ブロック長
39	岡山北組	當林寺	本田 勇慈	

兵庫教区 教区会議員名簿

任期:2016(平成28)年4月1日～2020(平成32)年3月31日

議員 番号	組 名	所属寺	名 前	備 考
1	阪神東組	吉祥寺	西村 春久	
2		安養寺	高木 史雄	
3	阪神南組	照蓮寺	杉本 勝昭	
4		照蓮寺	辻本 勝	
5	阪神西組	万徳寺	谷川 正秀	議長
6		常源寺	鷲尾 章三	
7	阪神北組	浄福寺	岩田 教證	
8		高原寺	今仲 明彦	
9	神戸東組	西方寺	藤山 宣基	
10		正寿寺	岡田 堯至	
11	神戸中組	大仙寺	圓山 俊一	
12		正念寺	福尾 昭二	
13	神戸湊組	廣福寺	楠 誓也	
14		教蓮寺	久保 信浩	
15	神戸西組	専照寺	藤本 仁	
16		光瑞寺	伊藤 傑	
17	北摂組	正光寺	高崎 長英	
18		照願寺	西畑 博亮	副議長
19	神明組	安養寺	光森 龍樹	
20		勝明寺	樫原 頼三郎	
21	淡路組	萬宝寺	藤本 教秀	
22		浄光寺	東原 一夫	
23	播磨東組	正福寺	村上 正文	
24		妙覚寺	橘田 恵三	
25	播磨中組	願正寺	藤井 龍乗	
26		福善寺	北山 俊一	
27	多可組	光福寺	岩本 直樹	
28		光福寺	早瀬 正之	
29	加古川組	教照寺	森本 康英	
30		教泉寺	木村 太寛	
31	高砂組	明覚寺	藤井 正憲	
32		西蓮寺	井上 典直	
33	神崎組	教正寺	藤末 康男	
34		教正寺	西塚 修	
35	神姫組	金蓮寺	長岡 晃澄	
36		常德寺	後藤 雄幸	
37	姫路東組	浄福寺	小松 勝昭	
38		善行寺	西田 啓一	
39	姫路南組	善正寺	横山 正仁	
40		養泉寺	濱上 潤一	

議員 番号	組 名	所属寺	名 前	備 考
41	姫路中組	皆光寺	皆光 秀昭	
42		眞行寺	福島 敏之	
43	姫路西組	妙善寺	水田 恵純	
44		眞光寺	井上 由隆	
45	網干組	専稱寺	川村 憲雄	
46		龍源寺	赤穂 元彦	
47	揖龍東組	善行寺	堀川 尚爾	
48		西樂寺	山口 昇	
49	揖龍西組	光遍寺	赤松 法雄	
50		德行寺	高田 哲藏	
51	新宮組	専念寺	岸井 正道	
52		潮音寺	名村 一義	
53	赤穂南組	光蓮寺	渡邊 昌人	
54		眞光寺	眞殿 二充	
55	赤穂北組	称念寺	瀬川 慎	
56		専稱寺	井原 延一	
57	穴栗組	教専寺	大西 宝雲	
58		明寶寺	春名 敬介	
59	佐用組	正福寺	石神 周山	
60		円徳寺	岡本 豊彦	
61	多紀組	金照寺	畑岡 俊城	
62		法誓寺	梶村 善親	
63	氷上東組	西福寺	西山 顕證	
64		明光寺	板垣 忠勝	
65	氷上西組	正福寺	森本 光慈	
66		照徳寺	中尾 税	
67	朝来組	西方寺	藤井 雅峰	
68		圓照寺	松上 春義	
69	養父組	浄念寺	加来 晃臣	
70		浄念寺	大谷 忠雄	
71	出石組	勝林寺	西池 匡紹	
72		本行寺	谷口 勝己	
73	城崎組	清蓮寺	應供 乗生	
74		光行寺	坂本 昇造	
75	岡山南組	正覚寺	釋水 正章	
76		西念寺	橋本 逸夫	
77	岡山北組	大雲寺	禿 智久	
78		妙願寺	長滝 健吾	

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)兵庫教区委員会 委員名簿

任期:2016(平成28)年4月1日～2018(平成30)年3月31日

No.	組 名	所属寺	名 前	備 考
1	阪神東組	安養寺	芦谷 嘉久	
2	阪神南組	正恩寺	磯 信	
3	阪神西組	西福寺	豊原 正尚	
4	阪神北組	光圓寺	杉本 光俊	
5	神戸東組	西林寺	藤川 正敏	常任委員
6	神戸中組	光尊寺	廣瀬 久晴	
7	神戸湊組	宝球寺	鷺尾 衛凰	
8	神戸西組	高松寺	谷川 誠	
9	北摂組	正光寺	高崎 長英	
10	神明組	神明寺	森田 千士	
11	淡路組	圓徳寺	巖 照正	
12	播磨東組	晴龍寺	八田 宗晃	
13	播磨中組	福恵寺	西田 智教	
14	多可組	正福寺	寶池 龍祥	
15	加古川組	普光寺	近藤 龍樹	副委員長
16	高砂組	善立寺	原田 宗司	
17	神崎組	乗徳寺	藤山 達仁	
18	神姫組	光輪寺	棚原 正智	常任委員
19	姫路東組	淨光寺	高原 聡	
20	姫路南組	正福寺	清流 祐昭	
21	姫路中組	法性寺	池本 史朗	常任委員
22	姫路西組	真光寺	寺谷 正信	
23	網干組	圓勝寺	福田 高明	
24	揖龍東組	淨蓮寺	竹内 俊之	委員長
25	揖龍西組	西法寺	岩谷 教授	

No.	組 名	所属寺	名 前	備 考
26	新宮組	専念寺	岸井 正道	
27	赤穂南組	眞覚寺	鍋島 智章	
28	赤穂北組	淨蓮寺	増井 淨見	副委員長
29	宍粟組	明宝寺	宇野 正憲	
30	佐用組	円徳寺	小畑 英樹	
31	多紀組	専福寺	足立 定夫	
32	氷上東組	明光寺	松本 憲城	
33	氷上西組	安養寺	西本 顕俊	
34	朝来組	勝賢寺	虎城 正明	常任委員
35	養父組	願入寺	林田 一晴	
36	出石組	西光寺	鳥居 英信	
37	城崎組	西教寺	宮垣 証隆	
38	岡山南組	西方寺	上田 弘史	
39	岡山北組	淨円寺	大山 二郎	
40	淡路組	宣徳寺	藤榮 行信	常任委員 組長会長
41	多可組	正圓寺	水杉 悟史	布教団副団長
42	網干組	徳善寺	塩谷 紀子	常任委員 仏教婦人会連盟委員長
43	岡山北組	宝福寺	山本 勝典	仏教壮年会連盟理事長
44	阪神西組	源光寺	釋氏 智洋	少年連盟委員長
45	赤穂南組	誓教寺	霜尾 孝紹	自死者追悼法要実行委員長
46	阪神西組	万徳寺	谷川 正秀	教区会議長
47	北摂組	照願寺	西畑 博亮	常任委員 門徒推進員連絡協議会会長
48	北摂組	元炤寺	北本 誠	門徒総代会会長
49	阪神南組	法輪寺	野口 壽香	寺族婦人会連盟委員長

兵庫教区研修講師運営委員会 委員名簿

任期:2016(平成28)年4月1日～2018(平成30)年3月31日

No.	組 名	所属寺	名 前	備考
1	阪神東組	最光寺	杉本 照顕	
2	淡路組	宣徳寺	藤 榮 行信	
3	多可組	正福寺	寶池 龍祥	
4	加古川組	普光寺	近藤 龍樹	
5	神姫組	光輪寺	棚原 正智	
6	揖龍東組	浄蓮寺	竹内 俊之	委員長
7	赤穂北組	浄蓮寺	増井 淨見	
8	佐用組	常德寺	杵築 宏典	

兵庫教区連研委員会委員名簿

任期:2016(平成28)年4月1日～2018(平成30)年3月31日

No.	組 名	所属寺	名 前	備考
1	阪神東組	最光寺	杉本 照顕	
2	神戸湊組	教覚寺	別所 法宣	
3		行願寺	中西 小夜子	
4	北摂組	照願寺	西畑 博亮	
5	淡路組	宣徳寺	藤 榮 亮匡	
6	播磨東組	妙覚寺	森田 直道	
7	加古川組	普光寺	近藤 龍樹	委員長
8	赤穂北組	慈眼寺	松田 義量	

兵庫教区 同朋啓発研修委員会 委員名簿

任期:2016(平成28)年4月1日～2018(平成30)年3月31日

No.	組 名	所属寺	名 前	備考
1	多可組	正福寺	寶池 龍祥	
2	神姫組	光輪寺	棚原 正智	
3	赤穂北組	浄蓮寺	増井 淨見	委員長
4	佐用組	常德寺	杵築 宏典	

兵庫教区自死者追悼法要 実行委員会委員名簿

任期:2016(平成28)年4月1日～2018(平成30)年3月31日

No.	組 名	所属寺	名 前	備考
1	阪神東組	吉祥寺	西村 春久	
2	阪神南組	西要寺	井上 悦子	
3		妙光寺	野里 佳子	
4		長安寺	渡邊 顕代	
5	神戸西組	信行寺	中川 さなみ	
6	播磨中組	福恵寺	西田 智教	
7		光専寺	藤本 恵彰	
8	加古川組	宣能寺	新屋 房子	
9	神崎組	浄光寺	高崎 正英	副委員長
10	姫路南組	尊光寺	幸森 たつる	
11	姫路中組	順正寺	前田 正英	
12	網干組	永念寺	伊東 良昭	
13	赤穂南組	誓教寺	霜尾 孝紹	委員長
14		誓教寺	霜尾 吏澄	
15		誓教寺	霜尾 光江	
16	赤穂北組	慈眼寺	松田 義量	
17		浄蓮寺	増井 淨見	

兵庫教区 子ども・若者ご縁づくり推進委員会 委員名簿

任期:2016(平成28)年4月1日～2018(平成30)年3月31日

NO	組 名	所属寺	名 前	役 職	備 考
1	教務所		杉本 正信		教務所長
2	姫路中組	法性寺	池本 史朗	委員長	教区マネージャー代表
3	揖龍東組	浄蓮寺	竹内 俊之	副委員長	御同朋の社会をめざす運動(実践運動)兵庫教区委員会 委員長
4	赤穂北組	浄蓮寺	増井 淨見		御同朋の社会をめざす運動(実践運動)兵庫教区委員会 副委員長
5	加古川組	普光寺	近藤 龍樹		御同朋の社会をめざす運動(実践運動)兵庫教区委員会 副委員長
6	阪神東組	専正寺	西田 孝		教区マネージャー
7	神戸東組	浄称寺	菊川 義秀		教区マネージャー
8	姫路南組	最勝寺	八木 顕宣		教区マネージャー
9	姫路中組	光源寺	藤尾 逸子		教区マネージャー
10	揖龍東組	善導寺	天野 真隆		教区マネージャー
11	宍粟組	願壽寺	藤井 章乗		教区マネージャー
12	神姫組	常德寺	森川 晋乗		青年教化指導員
13	北摂組	照願寺	西畑 博亮		門徒推進員連絡協議会 会長
14	播磨東組	正福寺	戸田 勲		仏教壮年会連盟 理事長
15	網干組	徳善寺	塩谷 紀子		仏教婦人会連盟 委員長
16	阪神南組	法輪寺	野口 壽香		寺族婦人会連盟 委員長
17	姫路南組	妙覚寺	宗 雷聞		仏教青年連盟 委員長
18	阪神西組	源光寺	釋氏 智洋		少年連盟 委員長
19	神戸湊組	西光寺	藤井貴久子		保育連盟 理事長
20	神戸東組	正寿寺	棘 悠		青年僧侶の会 会長

兵庫教区子ども・若者ご縁づくり推進委員会

マネージャー名簿

任期:2016(平成28)年4月1日～2018(平成30)年3月31日

No.	組 名	所属寺	名 前	備 考
1	阪神東組	専正寺	西田 孝	
2	神戸東組	淨称寺	菊川 義秀	
3	姫路南組	最勝寺	八木 顕宣	
4	姫路中組	法性寺	池本 史朗	代 表
5		光源寺	藤尾 逸子	
6	揖龍東組	善導寺	天野 真隆	
7	宍粟組	願壽寺	藤井 章乗	

サポーター名簿

任期:2016(平成28)年4月1日～2020(平成32)年3月31日

No.	組 名	所属寺	名 前	No.	組 名	所属寺	名 前
1	阪神東組	最光寺	杉本 豊子	27	姫路東組	教岸寺	榊原 堯磨
2		西善寺	乾 智也	28	姫路南組	教念寺	秦 大蔵
3	阪神南組			29		妙覚寺	宗 雷聞
4	阪神西組	源光寺	釋氏 智洋	30	姫路中組	法性寺	池本 史朗
5	阪神北組	勝福寺	後藤 善史	31		光源寺	藤尾 逸子
6		願勝寺	向山 芳樹	32	姫路西組	真光寺	寺谷 正信
7	神戸東組	淨稱寺	菊川 義秀	33	網干組	西照寺	布施 真一
8		善立寺	松岡 文昭	34	揖龍東組		
9	神戸中組	徳本寺	津守 秀憲	35	揖龍西組		
10		高法寺	志水 智裕	36	新宮組	明源寺	赤松 義生
11	神戸湊組	西幸寺	司田 良文	37	赤穂南組	宝専寺西院	村上 順之
12		淨徳寺	日下 淳成	38	赤穂北組	淨光寺	布埜 裕之
13	神戸西組	正覚寺	藤本 英孝	39		西光寺	多田 洵
14	北摂組	廣宣寺	門中 淨光	40	宍粟組	光泉寺	肥塚 義徳
15	神明組	光明寺	松本 教司	41	佐用組	光福寺	近藤 公瑞
16	淡路組	万宝寺	藤本 教秀	42	多紀組	専福寺	足立 定夫
17	播磨東組	専應寺	藤井 真美	43	氷上東組	照蓮寺	藤森 留理子
18	播磨中組	西教寺	竹中 尚人	44	氷上西組	西往寺	広瀬 晃純
19		光宗寺	北角 繁夫	45	朝来組	唯念寺	柴田 泰之
20	多可組	正福寺	寶池 龍祥	46		唯念寺	柴田 千明
21	加古川組	善照寺	松尾 次朗	47	養父組	本誓寺	西本 厚文
22	高砂組	玄長寺	佃 大玄	48		淨念寺	加来 顕達
23		光照寺	亀川 正裕	49	出石組	勝林寺	西池 匡紹
24	神崎組	教正寺	藤末 康男	50	城崎組	善教寺	朝倉 慎也
25		圓照寺	花圓 清明	51	岡山南組	西方寺	上田 弘史
26	神姫組	覚正寺	北森 教哉	52	岡山北組	正行寺	天児 宗二

兵庫教区 防災担当者名簿

No.	組 名	所属寺	名 前
1	阪神東組	吉祥寺	西村 春久
2	阪神南組	光輪寺	本田 幸弘
3	阪神西組	光明寺	永野 要真
4	阪神北組	光圓寺	杉本 和俊
5	神戸東組	正寿寺	棘 信勝
6	神戸東組	光圓寺	四茂 野尚樹
7	神戸中組	大仙寺	圓山 俊一
8	神戸中組	正念寺	増岡 康信
9	神戸湊組	慶徳寺	川西 幸弘
10	神戸西組	光瑞寺	高坂 暢
11	北摂組	正覺寺	光森 智明
12	神明組	覚正寺	藤田 眞成
13	淡路組	圓徳寺	巖 照正
14	淡路組	宣徳寺	藤榮 亮匡
15	播磨東組	西入寺	木南 芳隆
16	播磨東組	安楽寺	竹中 大地
17	播磨中組	光正寺	前田 学
18	多可組	正福寺	寶池 龍祥
19	加古川組	普光寺	近藤 龍樹
20	加古川組	称専寺	宮内 正樹
21	高砂組	西秀寺	暉峻 隆涉
22	神崎組	妙樂寺	藤本 泰成
23	神崎組	西源寺	藤井 良信
24	神姫組	専光寺	竹中 尚文
25	神姫組	光明寺	長谷 清秀
26	姫路東組	徳證寺	石見 浩諭輝
27	姫路東組	浄光寺	高原 聡
28	姫路南組	善正寺	横山 正仁

No.	組 名	所属寺	名 前
29	姫路南組	西念寺	藤本 英紀
30	姫路中組	蓮淨寺	中島 正思
31	姫路西組	真光寺	寺谷 正信
32	網干組	専徳寺	三木 充信
33	揖龍東組	西樂寺	中村 友亮
34	揖龍東組	蓮生寺	熊谷 恵也
35	揖龍西組	徳行寺	那波 淳城
36	新宮組	潮音寺	藤原 史利
37	赤穂南組	真光寺	村上 建明
38	赤穂南組	安養寺	小野 崇暁
39	赤穂北組	専稱寺	赤松 普宣
40	宍粟組	圓徳寺	宇野 琢哉
41	宍粟組	明寶寺	宇野 正憲
42	佐用組	西教寺	岸井 春乗
43	多紀組	金剛寺	北村 昌康
44	氷上東組	永證寺	藤原 正彦
45	氷上東組	照蓮寺	藤森 智樹
46	氷上西組	西往寺	廣瀬 晃純
47	氷上西組	照徳寺	尾井 秀瑛
48	朝来組	金蔵寺	原 俊昭
49	養父組	専勝寺	伊藤 礼智
50	養父組	永照寺	水田 照代
51	出石組	勝林寺	西池 匡紹
52	城崎組	専念寺	山本 正行
53	岡山南組	西方寺	上田 弘史
54	岡山北組	浄円寺	大山 二郎
55	岡山北組	長泉寺	谷口 昭栄